

スイス
特許規則

2014年6月6日改正

2014年9月1日施行

目次

第I部 総則

第1章 スイス連邦知的所有権庁との関係

第1条 管轄

第2条 郵便による差出の日付

第3条 署名

第4条 使用言語

第4a条 電子通信

第4b条 証明

第5条 2名以上の出願人

第6条 通知の不可能

第7条 相続

第2章 代理

第8条 庁と代理人の関係

第8a条 委任状

第9条 [廃止]

第3章 期間

第10条 計算

第11条 期間の長さ

第12条 期間の延長

第13条 期間不遵守の効果

第14条 手続続行

第15条 原状回復

第16条

第4章 手数料

第17条 手数料に関する規則

第17a条 手数料の種類

第18条 年金

第18a条

第18b条

第18c条

第18d条

第 19 条—第 19a 条 [廃止]

第 20 条 還付

第 II 部 出願要件

第 1 章 総則

第 21 条 必要書類

第 22 条 過誤の補正

第 2 章 特許を付与すべき旨の請求

第 23 条 様式

第 24 条 内容

第 3 章 技術文書

第 25 条 総則

第 26 条 明細書

第 27 条 配列リスト

第 28 条 図面

第 29 条 クレーム

第 30 条 独立クレーム

第 31 条 従属クレーム

第 31a 条 クレーム手数料

第 32 条 要約の形式及び内容

第 33 条 要約の最終形態

第 4 章 発明者の表示

第 34 条 様式

第 35 条 期限

第 36 条 [廃止]

第 37 条 訂正

第 38 条 表示の否認

第 5 章 優先権及び博覧会に由来する免除

第 1 節 優先権

第 39 条 優先権主張

第 39a 条 国内優先権主張

第 40 条 優先権証明書

第 41 条 追加の優先権書類

第 42 条 複合優先権

第 43 条 分割出願についての優先権

第 43a 条 スイスにおける最初の出願に関する優先権証明書

第 2 節 博覧会に由来する免除

第 44 条 博覧会に由来する免除の申立

第 45 条 所要書類

第 6 章 遺伝資源及び伝統的知識の出所についての表示

第 45a 条

第 7 章 生物学的材料の寄託

第 45b 条 寄託義務

第 45c 条 寄託当局

第 45d 条 寄託証明番号の割り当て

第 45e 条 寄託生物学的材料の入手可能性

第 45f 条 生物学的材料の入手

第 45g 条 誓約の宣言

第 45h 条 保管期間

第 45i 条 生物学的材料の新たな寄託

第 45j 条 ブダペスト条約に基づく寄託

第 III 部 特許出願の審査

第 1 章 出願時の審査及び方式審査

第 46 条 出願日

第 46a 条 出願審査

第 46b 条 提出についての証明書

第 46c 条 明細書の欠落部分又は欠落している図面

第 46d 条 出願時の技術書類

第 46e 条 分割出願

第 47 条 方式審査

第 48 条 スイスにおける送達宛先

第 48a 条 特許の付与を求める願書

第 48b 条 クレーム

第 48c 条 要約

第 48d 条 発明者の名称

第 49 条 出願手数料

第 50 条 技術書類における方式に関する欠陥

第 51 条 技術書類の補正

第 52 条 上記以外の提出書類

第 2 章 技術水準に関する報告書

第1節 出願人による請求

- 第53条 請求及び調査手数料の納付
- 第53a条 クレーム手数料
- 第54条 技術水準に関する報告書の基礎
- 第54a条 配列一覧
- 第55条 技術水準に関する報告書の内容
- 第56条 技術水準に関する不完全な調査
- 第57条 単一性の欠如
- 第58条 技術水準に関する報告書の送付

第2節 第三者による請求

- 第59条 請求及び調査手数料の納付
- 第59a条 技術水準に関する報告書の基礎
- 第59b条 技術水準に関する報告書の内容
- 第59c条 技術水準に関する報告書の送付

第3章 特許出願の公開

- 第60条 目的及び形式
- 第60a条 言語
- 第60b条 早期公開
- 第60c条 出願明細書の非公開
- 第61条 [廃止]

第4章 実体審査

第1節 通則

- 第61a条 審査手数料及びクレーム手数料
- 第62条 実体審査の延期
- 第62a条 国内優先権が主張される場合での実体審査の延期
- 第63条 迅速審査
- 第64条 技術書類の補正
- 第65条 分割出願の出願日
- 第66条 分類

第2節 審査の目的及び終結

- 第67条 手続
- 第68条 [廃止]
- 第69条 審査の終了

第5章 特許付与の準備

- 第70条 [廃止]
- 第71条 [廃止]
- 第72条 停止期間

第6章 異議申立手続

- 第73条 様式及び内容
- 第74条 異議申立の審査
- 第75条 言語
- 第76条 当事者
- 第77条 当事者の送達宛先
- 第78条 複数の異議申立
- 第79条 書類及び付属書の部数
- 第80条 異議申立に対する反駁
- 第81条 特許の訂正
- 第82条 陳述書の交換
- 第83条 倫理委員会の意見
- 第84条 口頭審理
- 第85条 最終決定
- 第86条 異議申立手数料及び費用
- 第87条 登録及び公告
- 第88条 適用法

第IV部 特許ファイル及び登録簿並びに庁の公告

第1章 ファイル

- 第89条 内容
- 第90条 書類の閲覧
- 第91条 [廃止]
- 第92条 書類の保存

第2章 特許登録簿

- 第93条 登録簿の備付
- 第94条 登録簿の内容
- 第95条 登録簿の閲覧及び登録簿抄本

第3章 訂正

第1節 特許の存立に影響を及ぼす訂正

- 第96条 一部放棄
- 第97条
- 第98条

第 98a 条

第 99 条 裁判所による制限

第 100 条 新特許の設定

第 101 条

第 102 条

第 2 節 特許を受ける権利及び特許に関する権利に影響を及ぼす訂正；代理人の変更

第 103 条 移転訴訟の一部認容

第 104 条 ファイルへの表記

第 105 条 特許登録簿への仮の又は最終の登録

第 106 条 第三者の権利の取消

第 107 条 代理人の変更

第 4 章 庁の公告

第 108 条 公告機関紙

第 109 条 特許明細書

第 V 部 特許権についての制限

第 1 章 農業免責

第 110 条 植物品種の一覧

第 2 章 薬剤輸出のための強制ライセンス

第 111 条 法的手続の内容

第 111a 条 薬剤を特定するために使用する手段

第 111b 条 ライセンシーの開示義務

第 111c 条 庁が負う通報及び通告の義務

第 VI 部 関税当局の介入

第 112 条 適用の範囲

第 112a 条 介入の請求

第 112b 条 商品の差押

第 112c 条 標本

第 112d 条 製造及び営業の秘密の保護

第 112e 条 商品破棄が生じた場合での証拠の保存

第 112f 条 手数料

第 113 条 [廃止]

第 VII 部 欧州特許出願及び欧州特許

第 114 条 本規則の範囲

第 115 条 庁への出願

第 116 条 [廃止]
第 117 条 登録簿及びファイル
第 117a 条 特許表示
第 118 条 変更
第 118a 条 年金

第 VIII 部 国際特許出願

第 1 章 本規則の範囲
第 119 条 本規則の範囲

第 2 章 受理官庁としての庁
第 120 条 国際出願の提出
第 121 条 送付手数料及び調査手数料
第 122 条 その他の手数料
第 122a 条 [廃止]
第 122b 条 優先権の回復

第 3 章 指定官庁としての庁
第 123 条 仮保護
第 124 条 国内段階開始の条件
第 125 条 優先権の回復

第 4 章 選択官庁としての庁
第 125a 条 国際予備審査報告書の別紙の翻訳文
第 125b 条 ファイルの内容及び閲覧
第 125c 条 優先権の回復

第 IX 部 国際型調査
第 126 条 条件
第 127 条 手続

第 X 部 医薬品及び植物保護製品に係る補充的保護証明書

第 1 章 適用範囲
第 127a 条

第 2 章 証明書の申請
第 127b 条 申請：手数料
第 127c 条 願書の内容
第 127d 条 申請通知の公告

第3章 申請の審査

第127e条 申請後の審査

第127f条 証明書発行のための条件の審査

第4章 証明書の付与

第127g条

第5章 証明書の申請拒絶の公告及び証明書の期限前失効、無効又は停止の公告

第127h条

第6章 ファイル及び登録

第127i条 ファイル

第127k条 登録

第7章 手数料

第127l条 年金

第127m条 年金の還付

第XI部 最終規定

第1章 現行法律の廃止

第128条

第2章 経過規定

第129条 期間

第130条 手数料

第131条 追加の特許出願

第132条 発明者の表示

第133条 優先権

第134条 ファイルの閲覧

第3章 施行

第135条

第 I 部 総則

第 1 章 スイス連邦知的所有権庁との関係

第 1 条 管轄

- (1) スイス連邦知的所有権庁(以下「庁」という)は、法律に基づく行政機能を遂行する。
- (2) スイス連邦関税当局が、特許法第 86a 条から第 86k 条まで、及び本規則第 112 条から第 112f 条までの規定を実行する責任を有する。

第 2 条 郵便による差出の日付

- (1) スイス国内から郵送される物件に関しては郵便に付した日をもって提出日とみなす。その証拠は、委託郵便局の付した郵便日付印又は委託郵便局の郵便日付印が欠落するか若しくは読み難い場合は受領郵便局の郵便日付印、また、受領郵便局の郵便日付印も欠落するか若しくは読み難いときは、庁による当該物件の受理の日をもって提出日とみなす。送付者は、より早い提出日を証明することを許される。
- (2) 国外から郵送される物件に関しては、スイス郵便局の付した郵便日付印が考慮される。その郵便日付印が欠落するか又は読み難いときは、庁による当該物件の受理の日をもって提出日とみなす。送付者は、スイス郵便局によるより早い受領の日を証明することを許される。

第 3 条 署名

- (1) 書類には、署名を付さなければならない。
- (2) 書類に、法にかなった署名がされていない場合には、同じ内容の署名入り書類が庁による指令の日から 1 月以内に提出されることを条件として、その提出日が承認される。
- (3) 特許の付与を求める願書(第 24 条)又は証明書の付与を求める願書(第 127c 条)には、署名を付す義務はない。庁は、署名を付す義務のない他の書類を規定することができる。

第 4 条 使用言語

- (1) 庁に郵送される書面は、フランス語、ドイツ語又はイタリア語(以下「公用語」という)で作成されねばならない。
- (2) 出願時に出願人の選択した公用語は、手続の行われる言語とする。
- (3) 技術文書の作成のため初めに選択した公用語は、維持されなければならない。他の言語で当該技術文書に行う変更は許されない。一部放棄(特許法第 24 条)についても同様である。
- (4) 前記以外の書面が手続のため採用された言語で提出されない場合は、庁は、当該手続用語への翻訳文を求めることができる。
- (5) 証拠として提出された文書で公用語によらないものは、考慮されることはない。ただし、公用語の翻訳文が添付されるときはこの限りでない。第 40 条(2)、第 45 条(3)及び第 75 条(3)は留保される。
- (6) 書類の翻訳文が提出されるべき場合であって、かつ、正確性に疑義がある場合には、庁は、その目的で指定した期間内に翻訳文の正確性が証明されるよう、要求することができる。庁は疑義の理由を明らかにしなければならない。その証明が提出されない場合には、その書類は提出されていないものとみなす。

(7) 分割出願(特許法第 57 条)、新特許の付与請求(特許法第 25 条、第 27 条及び第 30 条)又は原スイス出願に基づく優先権(国内優先権)を主張する出願(特許法第 17 条(1 の 3))に関する書面が原特許出願又は原特許と同一の言語で作成されていない場合は、庁は、特許出願人又は特許権者に原出願又は原特許に係る言語による翻訳文を提出すべき期間の猶予を与えなければならない。

第 4a 条 電子通信

- (1) 庁は、電子通信を許可することができる。
- (2) 庁は、その技術的条件を定め、それらを適切に公告しなければならない。

第 4b 条 証明

- (1) 書類の正確性に関して疑義がある場合には、庁は証拠の提出を要求することができる。
- (2) 庁は出願人に疑義の理由を通知し、出願人に応答する機会を与え、要求する証拠の提出のための期間を許容しなければならない。

第 5 条 2 名以上の出願人

- (1) 2 名以上の者がある特許出願の共同出願人である場合は、これらの者は、庁が一切の通信を送付することができる者を自己の間から指定し(この一切の通信は全員に効力を生じる)又は共通の代理人を委嘱しなければならない。
- (2) 前記条件の何れもが満たされない場合は、出願に記名された筆頭者を(1)の趣旨に該当する通信受領者とみなす。他の何れか 1 の者が異議を申し立てる場合は、庁は、関係人全員に(1)に従って行動するよう催告する。

第 6 条 通知の不可能

出願人、特許所有者又は代理人が庁の決定についての通知を受け取ることができない場合には、その決定は公示される。

第 7 条 相続

出願人死亡の場合は、庁は、自己に知られたその相続人に対し特許出願の承継に関する事項を解決するために必要な期間の猶予を与える。庁は、この期間を適当に延長することができる。

第 2 章 代理

第 8 条 庁と代理人の関係

- (1) 特許出願人又は特許所有者が代理人を有している場合には、庁は代理人に対してのみ通信を送付する。
- (2) 庁は、代理人を有する特許出願人又は特許所有者からの通信は受理する。

第 8a 条 委任状

特許出願人又は特許所有者が代理人を起用しているか、又は特許法の規定により、代理人を

起用する必要がある場合には、庁は委任状を要求することができる。

第9条 [廃止]

第3章 期間

第10条 計算

- (1) 期間は、1968年12月28日の行政手続に関する連邦法に従って計算する。
- (2) 期間が月又は年によって表示されている場合には、最後の月又は年の、その起算日に相当する日に満了する。応当日がない場合には、その月の末日に満了する。
- (3) 期間が優先日に開始し、かつ、2以上の優先権が主張されている場合には、最先の優先日を基準とする。

第11条 期間の長さ

- (1) 審査手続の過程において指定される期間は、出願人の実行すべき見積作業量を斟酌してこれを定める。その長さは、2月以上5月未満でなければならない。
- (2) [廃止]

第12条 期間の延長

- (1) 特許法又は本規則にある長さの期間が定められている場合は、その期間は、これを延長することができない。
- (2) その他の期間は、次の場合はこれを延長する。
延長を求める者が期間の満了前に十分な理由を提出するとき
- (3) 期間は、更に細部の説明を求める申出によってその進行を停止することはない。ただし、庁からの応答がこれに反する意味を有する場合はこの限りでない。
- (4) [廃止]

第13条 期間不遵守の効果

- (1) 期間の不遵守は、特許法又は本規則に別段の効果が規定される場合を除くほか出願が庁によって拒絶されるという効果を生じる。
- (2) 期間を指定する通信文にはその期間の不遵守の効果を表示しなければならない。
- (3) 期間の不遵守の効果は、表示されたもののみ限定される。

第14条 手続続行

- (1) 手続続行(特許法第46a条)は、次に掲げる期間が遵守されていない場合には、許容されない。
 - (a) 署名の不在を是正するための期間(第3条)
 - (b) 優先権宣言を提出及び訂正するための期間(第39条(2)及び(3)並びに第39a条(2)及び(3))
 - (c) 生物学的材料を寄託し、その参照番号を陳述するための期間(第45b条及び第45d条)
 - (d) 出願時の審査及び様式審査に関して遵守されるべき期間(第46条から第52条まで)

- (e) 調査手数料を納付するための期間(第 53 条)
 - (f) クレーム手数料を納付するための期間(第 53 条(1)及び第 61a 条(2))
 - (g) 審査の延期を請求するための期間(第 62 条(1)及び(3)並びに第 62a 条(1))
 - (h) 送付手数料, 調査手数料及び国際手数料を納付するための期間(第 121 条及び第 122 条)
 - (i) 国際型調査請求を提出するための期間(第 126 条(2))
 - (j) 年金の還付を請求するための期間(第 127m 条(6))
 - (k) 納付理由を通知するための期間(庁が課す手数料に関する 1997 年 4 月 28 日の規則(以下, IPI-RT)第 5 条(2))
- (1) 当座預金の補填を回復するための期間(IPI-RT 第 7 条(3))
- (2) 上記条件の 1 が満たされていない場合には, 手続続行の請求は拒絶される。請求を拒絶する前に, 庁は請求人に, 提案する拒絶に対して合理的期間内に応答する機会を与えなければならない。

第 15 条 原状回復

a. 請求の形式及び内容

- (1) 原状回復請求(特許法第 47 条)は, 書面によってしなければならない。請求は, その理由となる事実の陳述を含む。履行されなかった行為は, 請求期間内に完全に履行しなければならない。前記条件の 1 でも満たされないときは, 回復請求は却下される。
- (2) 回復手数料が納付されなければならない。

第 16 条

b. 請求の審理

- (1) 回復手数料が請求の際に納付されなかった場合は, 庁は, その納付のため 1 月の追加期間の猶予を請求人に与える。
- (2) 請求を支持するために陳述された事実が証明されない場合には, 庁は請求人に, この欠陥を是正するための期間を与える。提示された理由が不十分である場合には, その請求を拒絶する。請求を拒絶する前に, 庁は請求人に, 提案する拒絶について合理的期間内に応答する機会を与えなければならない。
- (3) 請求が認容されたときは, 回復手数料は, その全額又は一部を請求人に還付することができる。

第 4 章 手数料

第 17 条 手数料に関する規則

特許法及び本規則に規定する手数料の額及びその納付の手続は, IPI-RT の定めるところによる。

第 17a 条 手数料の種類

- (1) 特許を取得又は維持するため, 次の手数料が納付される。
- (a) 出願手数料
 - (b) クレーム手数料

- (c) 審査手数料
- (d) [廃止]
- (e) 年金
- (2) [廃止]

第 18 条 年金

a. 一般的期限

- (1) 特許出願又は特許に対する年金は、出願から 4 年目以降に前年以前に納付しなければならない。
- (2) 年金は、その特許出願の出願日が属する月の末日を納付期限とする。
- (3) 年金は遅くとも、納付期日に続く 6 月の末日までに納付しなければならない。納付が納付期日後の第 3 月の末日より後にされる場合には、割増手数料を付加する。

第 18a 条

b. 分割出願及び新特許の設定に関する期限

- (1) 先行する出願の分割により生じた出願に対する年金の額及び期限は、特許法第 57 条にいう出願日までに決定される。
- (2) 新たに設定された特許(特許法第 25 条(2)、第 27 条及び第 30 条)に対する年金の額及び期限は、原特許の出願日までに決定される。
- (3) 分割出願又は新特許の設定請求に係る出願日に納付期限の到来する年金は、当該出願日から 6 月以内に納付されなければならない。最後の 3 月間に納付がなされた場合は割増料金が課される。

第 18b 条

c. 納期の不遵守

- (1) 納期の到来した年金を所定の時期に納付しなかった特許出願は、拒絶される。納期の到来した年金を所定の時期に納付しなかった特許は、登録簿から抹消される。
- (2) 庁は、不納に係る年金の納期が到来した日から効力を生じるものとして特許を抹消する。特許が前記の日まで与えられていない場合は、その特許は、特許付与の日から効力を生じるものとして抹消される。特許権者は、自己の特許が抹消された旨を通知される。

第 18c 条

d. 納期前の納付

- (1) 年金は、その納期の 2 月前まではこれを納付することができない。
- (2) 庁は、特許を抹消するときは、まだ納期の到来していない年金を還付する。

第 18d 条

e. 催告

庁は、年金の納期が到来するという事実につき特許出願人又は特許権者の注意を喚起し、また、納付期限及びその納期を遵守しない不作為の効果をこれに通知する。特許出願人又は特許権者の請求により庁は、特許出願人又は特許権者を代理して年金の納付を規則的に実行す

る第三者にも前記の通知を発する。前記の通知は、外国に対し発せられることはない。

第19条—第19a条 [廃止]

第20条 還付

特許出願が、完全に取り下げられ又は拒絶される場合は、庁は、次の手数料を還付する。

- (a) 前納された年金でまだ納期の到来しないもの
- (b) [廃止]
- (c) 第54条(4)に規定する調査手数料
- (d) 調査手数料。ただし、庁がまだ実体的調査を開始していないことを条件とする。

第 II 部 出願要件

第 1 章 総則

第 21 条 必要書類

特許を取得しようとするすべての者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (a) 特許の付与を求める願書
- (b) 発明の明細書
- (c) 少なくとも 1 のクレーム
- (d) 出願に関連する図面
- (e) 要約
- (f) 発明者の名称
- (g) 該当する場合には、優先権書類

第 22 条 過誤の補正

- (1) 意味若しくは転写の過誤又は出願書類に含まれる過誤は請求により又は職権をもってこれを補正することができる。第 37 条及び第 52 条は留保される。
- (2) 明細書、クレーム又は図面の補正は、不正確な部分が別の事項を意味する可能性を有さないことが明らかである場合を除くほか許されない。

第 2 章 特許を付与すべき旨の請求

第 23 条 様式

願書は、庁が承認した様式によって提出しなければならない。

第 24 条 内容

- (1) 願書は、次の事項を含まなければならない。
 - (a) 特許の付与を求める旨の申立
 - (b) 発明の名称(第 26 条(1))
 - (c) 出願人の姓名、法人名、送達宛先又は本部及び宛先
 - (d) 提出する書類の目録
 - (e) [廃止]
- (2) 願書は次の事項も含まなければならない。
 - (a) 出願人がスイスに宛先又は本部を有さない場合には、スイスにおける送達宛先、又は(a-2) 出願人が代理人を有している場合には、その名称、宛先及び存在する場合には、スイスにおける送達宛先
 - (b) 2 以上の出願人がある場合には、受信人の指定
 - (c) 出願が分割出願である場合には、その旨の表示及び先の出願の番号及び主張する出願日
 - (d) 優先権を主張する場合には、優先権の宣言(第 39 条)
 - (e) 博覧会に由来する免責を主張する場合には、その旨の宣言(第 44 条)

第3章 技術文書

第25条 総則

- (1) 明細書、クレーム、図面及び要約は、技術文書を構成する。前記各要素の冒頭は、新しい用紙で始めなければならない。
- (2) 技術文書は、3通提出されなければならない。
- (3) 技術書類は、直接に、かつ、電子的に、特にスキャンすることによって複製できるものでなければならない。その各葉は、折り曲げてはならず、また、その1面のみが使用されなければならない。
- (4) 技術文書は、A4(21cm×29.7cm)の軽い、白色の、平滑で艶消の強靱な用紙で作成し、提出しなければならない。
- (5) 本文の各ページは、左側に少なくとも2.5cmの余白をおき、他の余白はすべて2cmとする。
- (6) 各用紙にはアラビア数字で番号を打たなければならない。
- (7) 各ページはタイプライターで打つか又は印刷したものでなければならない。シンボルその他の記号及び化学式又は数学式は、手書き又は描写しなければならない。行間は、少なくとも1行とする。フォントは、大文字が少なくとも0.21cmの高さになるようなものを選択しなければならない。印字は、消すことができないものでなければならない。
- (8) 明細書、クレーム及び要約は如何なる図面をも含んではならない。
- (9) 計測単位は、1994年11月23日付の計測単位規則に従って表さなければならない。また追加情報としてその他の計測単位を使用することもできる。数学式又は化学式の場合は、関係分野で一般に受入れられている記号が使用されなければならない。
- (10) 関係分野で普通に使用され、受入れられている技術用語、符号及び記号が使用されなければならない。特許出願に使用される用語及び符号は、統一されなければならない。
- (11) 庁が、技術書類を電子的手段(第4a条)によって送付できることを承諾する場合には、庁は、本章に述べた要件とは異なる要件を定義し、それを適切に公告しなければならない。

第26条 明細書

- (1) 明細書は、発明を明確かつ簡潔に指示する名称をもって始まる。これには、如何なる空想的な名称をも包含してはならない。最終的に名称は、庁で決定する。
- (2) [廃止]
- (3) そのほか、導入部には技術的課題とその解決方法とを理解することができるような用語で発明を記載しなければならない。
- (4) 明細書は、図面に包含される図形のリストを含み、かつ、各図形の内容を簡潔に表示しなければならない。
- (5) 明細書は、発明について少なくとも1個の実施例を含まなければならない。ただし、別の方法で十分に記載されているときはこの限りでない。
- (6) 前記によって明瞭でない限り、明細書は、発明の主題を如何に産業的に実施することができるかを明らかにしなければならない。
- (7) [廃止]
- (8) [廃止]

第27条 配列リスト

- (1) ヌクレオチド又はアミノ酸の配列リストが特許出願において述べられている場合には、明細書は、1970年6月19日の特許協力条約(PCT)に基づく管理的指示の付属書Cに規定されている基準に従って作成された配列リストを含んでいなければならない。
- (2) 出願日後に提出される配列リストは、明細書の一部を形成しない。

第28条 図面

- (1) 図形を現わす各葉の使用表面は、17cm×26.2cmを超えてはならず、また、枠を引いてはならない。
- (2) 図面は、消すことのできない、むらのない、はっきりした線で、彩色することなく、作成しなければならない。図面は、直接的印刷又は電子的複製を可能にするものでなければならない。
- (3) 断面は、参照符号及び引き出し線の明瞭な読み取りを妨げないハッチングで表示しなければならない。
- (4) 図面の寸法及び製図法は、写真的又は電子的複製ですべての細部を困難なく判別できるようなものでなければならない。縮尺が図面に表示されるときは、それは図に示して表示されなければならない。一般に、寸法についての他の表示は許容されない。
- (5) 図面に現わされる数字、文字及び参照記号は、単純かつ明確なものでなければならない。
- (6) 図面に使用される参照記号は、明細書又はクレームに使用されるものと一致しなければならない。
- (7) 必要なときは、ある図形の要素は、数枚の用紙で現わされることができる。ただし、図形の全体がこれらの用紙をつなぎあわせることにより迅速に組立てられることを条件とする。
- (8) 異なる図形は、相互に明確に分離されるものでなければならない。かつ空白を浪費することなしに配置されるものでなければならない。これらの図形は、各用紙の番号から独立してアラビア数字で連続番号を打たなければならない。
- (9) 図面は、文言を含んではならない。図面の理解のために必要な短い用語又はキーワードであって、出願と同一原語であらわされたものに限り、使用が許される。

第29条 クレーム

- (1) クレームは、発明の技術的特徴を表示しなければならない。
- (2) クレームは、できる限り明確かつ簡潔に作成する。
- (3) クレームは、組織的で、明確かつ論理的な仕方で配置されなければならない。
- (4) クレームは、明細書又は図面への言及、とりわけ、「発明の詳細な説明の・・・部分に記載されているとおり」や「図面中の第何図に描画されているとおり」などという文言を含んではならない。
- (5) 図面において発明の技術的特徴へ言及する参照記号は、クレームの理解がこれによって容易にされるときは、クレーム中で括弧に入れて反覆されなければならない。ただし、クレームを制限する効果を生じさせてはならない。
- (6) クレームはアラビア数字で連続番号を付さなければならない。

第 30 条 独立クレーム

(1) 特許出願が同一の又は異なるカテゴリーに属する複数の独立クレームを含む場合は(特許法第 52 条), 包括的発明概念を表わす技術的連結はクレーム自体から判別できるものでなければならない。

(2) とりわけこの条件は, 特許出願が次の独立クレームの組合せの 1 を含む場合は, 満たされたものとみなす。

(a) 方法の最初のクレームのほかに, 当該方法を実行する手段のクレーム, その結果として生じる製品のクレーム及び当該方法の応用又は当該製品の使用に関するクレーム

(b) 製品の最初のクレームのほかに, 当該製品を製造する方法のクレーム, 当該方法を実行する手段のクレーム及び当該製品の使用に関するクレーム

(c) [廃止]

第 31 条 従属クレーム

(1) 従属クレームは少なくとも 1 個の先行するクレームに言及しなければならず, また, その主題を構成する特殊の実施形態を認識させる特徴を含まなければならない。

(2) 従属クレームは, 明確かつ完全に記載されることを条件として, 複数の先行従属クレームに言及することができる。

(3) 一切の従属クレームは, 判然とグループ別に区分されなければならない。

第 31a 条 クレーム手数料

1 の特許出願においてされる最初の 10 のクレームは, 手数料の納付を必要としない。個々の追加のクレームについては, クレーム手数料の納付を必要とする。

第 32 条 要約の形式及び内容

(1) 要約は, 出願明細書又は特許明細書を調査する必要があるか否かを評価することを可能にする技術的情報を含まなければならない。

(2) 要約は, 記載された発明の要約を含み, かつ当該発明の主たる用途を記さなければならない。

(3) 技術文書が当該発明を特徴づけるための化学式を含む場合は, 少なくとも当該化学式のうちの 1 が要約中に包含されなければならない。なお, 記号には説明が付されなければならない。

(4) 技術文書が当該発明を特徴づけるために必要な図面を含む場合は, 少なくとも当該図面のうちの 1 は要約への記載を指示されなければならない。当該図面におけるもっとも重要な参照記号は, 要約中に表示されなければならない。

(5) 選出された図形は, 縮尺された場合においてもすべての細部が困難なく判別できるように, 写真的又は電子的手段によって複製できるようなものでなければならない。

(6) 要約は, 150 語を超える語を含んではならない。

第 33 条 要約の最終形態

(1) 要約の最終形態は, 職権でこれを決定する。

(2) [廃止]

第4章 発明者の表示

第34条 様式

- (1) 発明者の名称は、発明者の氏名及び宛先を記述している別途の書類に記載しなければならない。
- (2) (1)において言及されている情報が既に出願に記載されている場合には、それは必要でない。

第35条 期限

- (1) 発明者の名称が出願と同時に提出されないときは、それは、出願日又は優先日から16月の期間内に提出されることができる。
- (2) 庁は、分割出願(特許法第57条)を提出する出願人に発明者の名称を提出するための期間として2月の猶予を与える。ただし、(1)に規定する期間がこれより遅く満了しないことを条件とする。
- (3) 発明者の名称が所定の期間内に提出されないときは、庁は、その特許出願を拒絶する。

第36条 [廃止]

第37条 訂正

- (1) 特許出願人又は特許権者は、発明者の名称を更正すべきことを請求することができる。この請求には誤って発明者として表示された者の同意書を添付しなければならない。
- (2) 誤って発明者として表示された者が庁の公開資料又は特許登録簿に既に登録されているときは、訂正もまた登録簿に登録され、かつ公告される。
- (3) 更正された発明者の名称は元には戻せない。

第38条 表示の否認

- (1) 発明者による、特許登録簿又は庁の公告における表示の否認は、出願人が出願日又は優先日から16月以内に、発明者がした否認の申立書を庁に提出した場合に限り、考慮される。
- (2) 否認の申立書は、特許出願番号を含んでおり、日付が付されていなければならない。また、発明者の署名がなければならない。
- (3) 否認の申立書が公用語又は英語で記載されていない場合には、上記言語の1による翻訳文が添付されなければならない。
- (4) 要件を満たす当該否認の申立及び発明者の表示は別個に提出しなければならない。これらの書類の存在はファイルに記録される。

第5章 優先権及び博覧会に由来する免除

第1節 優先権

第 39 条 優先権主張

- (1) 優先権主張は、次に掲げる事項を含まなければならない。
 - (a) 最初の出願の出願日
 - (b) 出願がされた、又はその出願の適用対象とされた国の名称
 - (c) 出願番号
- (2) 優先権主張は、特許の付与を求める願書に添えて提出しなければならない。主張は、最先の優先日から 16 月以内に提出しなければならない。当該期間が遵守されない場合には、優先権は消滅する。
- (3) 出願人は、主張する最先の優先日から 16 月以内に、優先権主張を訂正することができる、又はその訂正が当該日の変更をもたらす場合において、その期間が満了しているときには、訂正された最先の優先日から 16 月以内に優先権主張を訂正することができる。上記訂正は、出願から 4 月の期間が満了するまでに提出することができる。

第 39a 条 国内優先権主張

- (1) 国内優先権主張に関しては、特許の付与を求める願書に最初の出願の番号を記述することをもって足りる。
- (2) 国内優先権主張は、主張する最先の優先日から 16 月以内に提出しなければならない。当該期間が遵守されない場合には、その優先権は消滅する。
- (3) 第 39 条(3)を適用する。

第 40 条 優先権証明書

- (1) 優先権証明書は、次の事項を含む。
 - (a) 最初の出願の技術文書の写しであって原文書との同一性が最初の出願を受理した官庁によって証明されたもの
 - (b) 前記官庁の証明書で最初の出願の出願日を明らかにしたもの
- (2) 前記書類がスイスの公用語でも英語でもない言語で作成されているときは、これらの言語の 1 による翻訳文が提出されなければならない。
- (3) 優先権証明書が 2 以上の特許出願のため使用されるべきときは、そのうちの 1 個の特許出願についてこれを提出し、かつ、他の特許出願については適当な時にこれに言及することをもって足りる。優先権証明書への言及は、その現実の提出と同一の効果を生じる。
- (4) 優先権証明書は、優先日から 16 月以内に提出されなければならない。この期間が遵守されない場合は、優先権は効力を失う。
- (5) (1) (a)にいう証明は、スイスに対し相互保護の原則を適用する国で最初の出願が行われ、又はその効果を生じた場合は要求されない。ただし、実体に関する審査のために証明を求める庁の権利は、留保される。
- (5-2) 場合により、(1)及び(2)の意味での公用語による優先権証明書の翻訳文の提出は必要とされないが、庁がこの目的で容認している電子データベースにより、それらの書類を閲覧できることを条件とする。
- (6) 特許出願が国内優先権を主張している場合には、最初の特許の出願番号についての言及は優先権証明書の提出と同じ効果を有する。

第 41 条 追加の優先権書類

優先権主張の基礎となる出願が工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約の趣旨に該当する最初の出願の一部のみを構成することが優先権証明書から判明するときは、庁は、最初の出願に係る書類で事実関係を明らかにするのに必要なものの提出を求めることができる。

第 42 条 複合優先権

(1) 2 以上の発明について各々別個の保護のための出願が提出された場合においてこれらの発明がスイスにおいては 1 個の特許出願にとりまとめられて出願されたときは、前記出願の数と同じ数の優先権主張を特許法第 17 条に規定する条件の下に提出することができる。

(2) (1)は、国内優先権が主張されるときにもまた適用される。

第 43 条 分割出願についての優先権

(1) 分割出願(特許法第 57 条)の場合は、出願人が自らの優先権を書面で放棄しない限り、原出願について有効に主張された優先権はまた分割出願についても援用される。これにより特許法第 57 条(2)は影響を受けることはない。

(2) 2 以上の優先権が主張された場合(第 42 条)には、出願人は、分割出願に係る複数の優先権を列挙しなければならない。

(3) 庁は、優先権証明書(第 40 条)を提出するための期間として 2 月の猶予を出願人に与える。ただし、第 40 条(4)に規定する期間がより遅く満了することがないことを条件とする。

(4) (1)及び(2)は、国内優先権が主張されるときにもまた適用される。

第 43a 条 スイスにおける最初の出願に関する優先権証明書

(1) 請求があったときには、庁は、スイスにおける最初の出願に関する優先権証明書を作成する。出願時の技術書類(第 46d 条)をその基準とする。

(2) 庁は、出願日が確定的に認定され、第 46c 条(2)及び(5)に基づいて変更することがもはや不可能になった後、できるだけ早く優先権証明書を作成しなければならない。

第 2 節 博覧会に由来する免除

第 44 条 博覧会に由来する免除の申立

(1) 博覧会に由来する免除の申立(特許法第 7b 条(b))は、次の事項を含む。

(a) 博覧会の正確な名称

(b) 発明の実際の展示に関する申立

(2) 前記の申立は、特許出願と共に提出される。これを欠く場合は、博覧会に由来する免除は、効力を失う。

(3) 第 43 条(1)及び(2)は分割出願に準用する。

第 45 条 所要書類

(1) 博覧会に由来する免除に関する書類は、申立の日に続く 4 月以内に提出される。

(2) 前記の書類は、博覧会の開催中に管轄官庁によって交付され、次の事項を含む。

- (a) 発明が実際に展示された旨の証明書
 - (b) 博覧会の開会日
 - (c) 発明の最初の開示の日が博覧会の開会日と一致しない場合は、その開示の日
 - (d) 前記官庁の認証した書面で発明の同一性を明らかにするもの
- (3) 前記の書類がスイスの公用語によっても英語によっても作成されていない場合は、これらの言語の 1 による翻訳文が提出されなければならない。
- (4) 第 43 条(3)は、分割出願に準用する。

第 6 章 遺伝資源及び伝統的知識の出所についての表示

第 45a 条

- (1) 発明の明細書には、特許法第 49a 条の意味における、遺伝資源及び伝統的知識の出所を明記しなければならない。
- (2) (1) の意味における出所という用語は特に、次に掲げるものを意味する。
- (a) 1992 年 6 月 5 日の生物の多様性に関する条約第 2 条及び第 15 条の意味における遺伝資源を提供する国
 - (b) 2001 年 11 月 3 日の食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の第 10 条(2) の意味における多国的システム
 - (c) 1992 年 6 月 5 日の生物の多様性に関する条約第 8j 条の意味における土着及び地元の地域社会
 - (d) 1992 年 6 月 5 日の生物の多様性に関する条約第 2 条の意味における遺伝資源の原産国
 - (e) 庭園又は遺伝子銀行のような ex-situ 出所
 - (f) 科学の文献

第 7 章 生物学的材料の寄託

第 45b 条 寄託義務

発明が、公衆が入手することのできない生物学的材料に係わっているか、又はそのような生物学的材料の製造又は使用を含んでいる場合であって、かつ、発明の明細書が、その技術の分野における知識を有する者が実行するのに十分でない場合には、下記の条件が満たされていないときに、特許法第 50 条及び第 50a 条の規定に従って開示されていないとみなす。

- (a) 出願日又は優先権が主張される場合には、優先日に、その生物学的材料の試料が承認されている寄託当局に寄託されていること
- (b) 出願日の発明の明細書がその生物学的材料の主要特性に関して出願人が有している情報を含んでいること、及び
- (c) 特許出願が寄託当局の名称及び寄託された生物学的材料についての参照番号を含んでいること

第 45c 条 寄託当局

(1) 寄託当局とは、1977 年 4 月 28 日に採択された「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(ブダペスト条約)」の第 7 条に従ってその地位を取得した国際的

寄託機関のことである。

(2) 庁は他の組織を寄託機関として承認することができるが、それらの組織が本規則に従って保管及び試料の分譲を保証すること、それらが科学的に組織されていること及びそれらが独立性を有しており、法的、経済的又は組織的連結によって出願人又は寄託者に拘束されていないことを条件とする。

(3) 庁は、寄託当局の一覧を保有する。

第 45d 条 寄託証明番号の割り当て

(1) 特許出願と寄託された生物学的材料の関係を証明することができる場合には、寄託者は出願日又は優先日が主張されている場合には、優先日から 16 月以内にその寄託に関する参照番号を提供することができる。

(2) 参照番号を割り当てるための期間は、寄託者が、そのファイルを閲覧する権利が存在している又は特許出願の早期公開を要求していると述べてから遅くとも 1 月以内に満了する。

第 45e 条 寄託生物学的材料の入手可能性

(1) 出願日及び第 45 条にいう保管期間中、出願人は、試料を分譲するために(第 45f 条)、寄託機関が寄託生物学的材料を無条件かつ撤回不能の条件で処分できるようにする。

(2) 出願人は、第 45i 条の規定に基づいて必要な場合には、新たな寄託をするか、又はその目的で第三者を指名しなければならない。

(3) 寄託が第三者によってされる場合には、出願人は、寄託者が(1)に従って生物学的材料を使用可能にしていることを証明するための裏付け書類を提出しなければならない。

第 45f 条 生物学的材料の入手

(1) 請求があったときには、寄託機関は試料を分譲することにより、その生物学的材料をすべての者が利用できるようにしなければならない。

(2) 生物学的材料の入手は、庁を経由して請求しなければならない。庁は請求書の写しを寄託機関及び特許出願人又は特許所有者及び寄託が第三者によってされている場合には、当該寄託者に送付しなければならない。

(3) 出願明細書の公開(第 60 条)より前においては、下記の者が試料を取得することを許可される。

(a) 寄託者

(b) 出願人がその特許出願に由来する権利に違反していると主張している、又は当該違反について警告を発している相手方であることを証明することができる者

(c) 寄託者から許可を得ていることを証明することができる者

(4) 試料は、出願明細書公開日の後に請求書を提出するすべての者に分譲される。第 45e 条に従って生物学的材料寄託が利用可能となった場合は、当該特許の付与までは、寄託者からの要求があったときは、出願人が指名する独立の専門家への分譲に限定される。

(5) 第 45e 条に従って生物学的材料寄託物が利用可能となった場合、当該出願の拒絶又は取下げがあった場合には、(3)及び(4)の規定による前記材料の入手は、寄託者からの要求があったとき及び特許出願の出願日から 20 年の間は、出願人が指名する独立の専門家への分譲に限定される。

(6) 寄託者は、(2)及び(5)にいう請求を出願日又は優先日から17月以内に庁に提出しなければならない。

(7) 如何なる自然人も、同人が次の条件をみたす場合には、専門家としての指名を受けることができる。

(a) 庁によって専門家として承認を受けること

(b) 出願人及び寄託者の双方によって同意されること

第45g条 誓約の宣言

(1) 試料を入手するためには、請求当事者は特許出願人又は特許所有者に対して、及び寄託が第三者によってなされている場合には、寄託者に対して、また、寄託生物学的材料に関する排他権の有効期間中に関して、寄託生物学的材料又はその派生材料の試料を第三者に利用させないようにすること及びその資料を実験目的に限って使用することを誓約しなければならない。

(2) 特許出願人又は特許所有者及び寄託が第三者によってされている場合には、その寄託者は、請求当事者に誓約をさせる要求を放棄することができる。

(3) 試料が独立の専門家に寄託される場合には、その専門家は(1)にいう誓約を承諾する旨の陳述をしなければならない。その専門家に関しては、請求当事者は(1)の意味における第三者とみなされる。

(4) 請求当事者は、その生物学的材料が強制ライセンスに起因する作業目的で使用される場合には、実験の目的に限って生物学的材料を使用するという誓約を要求されない。

第45h条 保管期間

寄託生物学的材料は、寄託生物学的材料の試料の分譲を求める最新の請求から最低5年の期間及び如何なる場合においても、寄託生物学的材料に関連する排他権についての法的保護の最長期間の満了後、最低5年の期間、保管されなければならない。

第45i条 生物学的材料の新たな寄託

(1) 寄託生物学的材料について、寄託機関からの入手可能性が停止する場合には、後者の請求に基づき、ブダペスト条約に定められているのと同じ方法に従って、新たな寄託手続をとることが許容される。

(2) その生物学的材料は、寄託機関による請求から3月以内に寄託しなければならない。

(3) すべての新たな寄託に関しては、寄託者は署名をした宣言書の形式で、新たな寄託の対象である生物学的材料は、最初に寄託したものと同一である旨を証明しなければならない。

(4) 新たな寄託は、それが出願日にされたのと同様に取り扱われる。

第45j条 ブダペスト条約に基づく寄託

ブダペスト条約による寄託がされる場合には、分譲可能性の宣言、誓約の宣言及び保管期間は、排他的に1977年4月28日に採択された「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」及び同条約に基づく規則に準拠する。

第 III 部 特許出願の審査

第 1 章 出願時の審査及び方式審査

第 46 条 出願日

- (1) 下記事項を含む書類が出願人によって提出された日を出願日とみなす。
- (a) 特許の付与を請求する意思を表示する陳述
 - (b) 出願人を特定することができる情報又はその連絡先、及び
 - (c) 発明の明細書又は先の特許出願からの引用事項
- (2) (1) (a)にいう陳述及び(1) (b)にいう情報を含む通信は、公用語又は英語で記載されていなければならない。(1) (c)にいう、発明の明細書は他の言語で記載することができる。
- (3) (1) (c)にいう、先の出願からの引用事項は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。
- (a) 先の出願の出願番号及び出願日並びにその提出先である官庁を明示すること
 - (b) 公用語又は英語で記載されていること
 - (c) それが発明の明細書及び図面にとって代わることを示していること
- (4) 提出された書類が先の特許出願からの引用事項を含んでいる場合には、その出願の写し及びそれが公用語によって記載されていない場合には、それに添えて、公用語による翻訳文を提出しなければならない。第 50 条(4)は留保する。先の出願の写し及び必要な場合の、公用語による翻訳文は、庁が閲覧目的のための電子データベースを見ることができ、又は先の出願が公用語によって庁に提出されている場合には、提出する必要がない。

第 46a 条 出願審査

- (1) 提出された書類についての審査の結論が、それらの書類が第 46 条(1) (a)及び(c)並びに必要な場合には、併用する第 46 条(3)に定めた最低の条件を満たしていない場合には、庁は、それらの書類を出願とはみなさない。
- (2) 提出された書類が第 46 条に定められている他の条件を満たしていない場合には、庁は連絡先情報を有していることを条件として、発見した欠陥について出願人に通知する。出願人は書類提出後 3 月以内に、その欠陥を是正することができる。書類提出が複数の場合には、その期間は最初に提出されたときから開始する。
- (3) 第 46 条に定めた条件が(2)に定めた期間の満了後も満たされない場合には、庁は提出された書類を出願とはみなさない。庁は連絡先情報を有していることを条件として、出願人に対して、その事実を通知し、理由を示し、また、提出された書類を返却する。

第 46b 条 提出についての証明書

- (1) 出願日が確定した場合には、庁は出願人に対し、出願証明書を交付する。
- (2) 第 46c 条(2)及び(5)により、出願日がある後に変更された場合には、庁は出願人に通知しなければならない。

第 46c 条 明細書の欠落部分又は欠落している図面

- (1) 出願人は、発明の明細書の欠落部分又は欠落している図面をその書類提出日から 3 月以

内に提出することができる。書類が複数の部分として提出された場合には、その期間は、最初の部分が提出されたときに開始する。

(2) 発明の明細書の欠落部分又は欠落していた図面が提出された日を出願日とみなすが、これが第46条(1)に基づく、より遅い日付をもたらさないことを条件とする。

(3) 出願人は、(2)の規定の一部修正の方法により、その特許出願に割り当てられる出願日を第46条(1)にいう日付とするよう請求することができるが、次の条件が存在している場合に限る。

(a) 発明の明細書の欠落部分又は欠落している図面が、その優先権を主張する先の出願の全体の中に示されていること

(b) 提出された書類が先の出願からの引用事項を含んでおり、また、

(c) その引用事項が公用語又は英語で記載されており、かつ、先の出願の内容がその請求の不可欠の部分形成していること示していること

(4) 出願人は(3)にいう請求を(1)に定めた期間内に提出しなければならない。また、明細書の欠落部分又は欠落している図面を発見できる先の出願の部分を示さなければならない。出願人はまた、先の出願の写し及びそれが公用語によって記載されていない場合には、公用語による翻訳文も提出しなければならない。先の出願の写し及び必要などの、公用語による翻訳文は、庁が閲覧目的のための電子データベースを見ることができる、又は先の出願が公用語によって庁に提出されている場合には、提出する必要がない。

(5) 庁による、出願書類提出についての証明書の交付から1月以内に、出願人は、出願日を維持することに関連し、(2)に従って提出された明細書の欠落部分又は欠落していた図面は存在しないとみなすよう要求することができる。

第46d条 出願時の技術書類

出願日に提出された、又は特許出願において引用された技術書類は、出願時の技術書類とみなす。

第46e条 分割出願

分割出願が特許法第57条(1)(a)及び(b)の要件に適合している場合には、庁は、実体審査が異なる結論を生じさせない限り、当然の権利として、出願日とその効力を保持することを許容する。

第47条 方式審査

出願日認定条件の審査と並行して、庁は下記の条件が満たされていることを確認しなければならない。

(a) スイスにおける送達宛先が提示されていないこと(第48条)

(b) 少なくとも1のクレーム及び要約を有する、特許の付与を求める願書が提出されており、所要の規定を満たしていること(第48a条から第48c条まで)

(c) 発明者の名称が提出されていること(第48d条)

(d) 出願手数料が納付されていること(第49条)

(e) 技術書類が、内容に係わりのない要件を満たしていること(第50条)

第 48 条 スイスにおける送達宛先

(1) 出願人がスイスに住所又は本部を有しておらず、かつ、スイスにおける送達宛先を指示していない場合には、庁は出願人に対し、書類の提出から 3 月以内に上記送達宛先を指示することを求めるか、又はスイスにおける送達宛先を有する代理人(特許法第 48a 条(2))の名称を指示するよう求める。

(2) 書類が複数の部分として提出された場合には、(1)に定めた期間は、最初の部分が提出されたときから開始する。

第 48a 条 特許の付与を求める願書

(1) この目的で提供される様式(第 23 条)が特許の付与を求める願書として使用されていないか、又は願書がそれに係わる規定(第 24 条)を満たしていない場合には、庁は、連絡先情報を有していることを条件として、出願人に対し、(2)に定めた期間内にその欠陥を是正するよう求める。

(2) 出願人は書類の提出から 3 月の間に欠陥を是正することができる。書類が複数の部分として提出された場合には、所定の期間は最初の部分が提出されたときに開始する。

第 48b 条 クレーム

(1) 出願人がクレームを提出せず、また、特許出願が第 46 条(3)の意味での先の出願に関する引用事項であって、それが出願のクレームに取って代わることを示すものを含んでいない場合には、庁は連絡先情報を有していることを条件として、出願人に対し、(2)に定めた期間内に 1 又は 2 以上のクレーム提出するよう求める。

(2) 出願人は書類の提出から 3 月内に 1 又は 2 以上のクレームを提出することができる。書類が複数の部分として提出された場合には、その期間は最初の部分が提出されたときに開始する。

第 48c 条 要約

(1) 出願人が要約を提出しない場合には、庁は連絡先情報を有していることを条件として、出願人に対し、(2)に定めた期間内に要約を提出するよう求める。

(2) 出願人は書類の提出から 3 月内に要約を提出することができる。書類が複数の部分として提出された場合には、その期間は最初の部分が提出されたときに開始する。

(3) (2)に定めた期間が遵守されず、かつ、その特許出願がそれ以外の理由で拒絶の適用を受けない場合には、庁は手数料納付を条件として、要約を作成する。

(4) 庁は、特許出願の公開のために、職権で要約の内容を決定する。

第 48d 条 発明者の名称

出願人が発明者に言及していない場合には、庁は出願人に対して、第 35 条に定められている期間内に発明者の名称を提示するよう求める。

第 49 条 出願手数料

(1) 出願人が出願手数料を納付していない場合には、庁は連絡先情報を有していることを条件として、出願人に対し、(2)に定めた期間内に手数料を納付するよう求める。

(2) 出願人は出願書類の提出後 3 月の内に手数料を納付することができる。書類が複数の部分として提出された場合には、その期間は最初の部分が提出されたときから開始する。

第 50 条 技術書類における方式に関する欠陥

(1) 技術書類に関する庁による審査は、下記の条件が満たされているか否かを確認する。

(a) 所要の翻訳文が提出されていること(第 4 条)

(b) 書面が所定の通数で提出されていること(第 25 条(2))

(c) 所要の表示が使用されていること(第 25 条(1)及び(3)から(7)まで並びに第 28 条(1)及び(2))

(2) 技術書類が上記規定を満たしていない場合には、庁は連絡先情報を有していることを条件として、出願人に対し、指摘した欠陥を(3)に定めた期間内に是正するよう求める。

(3) 出願人は書類の提出から 3 月内に欠陥を是正することができる。書類が複数の部分として提出された場合には、その期間は最初の部分が提出されたときに開始する。

(4) スイスにおける最初の出願の技術書類が英語で記載されているが、それが他の点では規定を満たしている場合には、庁は公用語による翻訳文の提出のために、出願日又は優先日から 16 月の期間を提供することができる。

第 51 条 技術書類の補正

(1) 出願日が認定された後では、実体審査の開始前に技術書類についてすることができる補正は、庁によって要求される補正又は出願人が本規則に基づいてすることを許可されている補正に限られる。

(2) 出願人は出願日又は優先日から 16 月以内に、その発意により 1 回に限り、そのクレームを補正することができる。そのためには、出願人は上記期間内に、補正したクレームを提出しなければならない。

(3) 庁は、(1)及び(2)に違反して提出された技術書類についての補正書は、出願人に返却する。

第 52 条 上記以外の提出書類

(1) 庁は出願人に対し、適時に提出された優先権の申立書又は優先権書類の中の欠陥であって、補正することができるものに関して、その補正を求め、また、必要な場合には、優先権書類の翻訳文(第 40 条(2))及び先の出願(第 41 条)に関する書類を提出するよう求める。出願人がその求めに応じない場合には、優先権は消滅する。

(2) (1)は、博覧会に由来する免責に関する宣言及び書類(第 44 条及び第 45 条)に準用する。

第 2 章 技術水準に関する報告書

第 1 節 出願人による請求

第 53 条 請求及び調査手数料の納付

(1) 調査手数料を納付することを条件として、出願人は出願日から又は優先権を主張するときには、優先日から 14 月以内に、庁が技術水準に関する報告書を作成するよう請求すること

ができる。当該期間が守られなかった場合には、その権利は消滅する。

(2) 調査手数料が請求の提出時に納付されていない場合には、出願人は、庁からの求めから2月以内に又はその期間が満了している場合には、出願日又は優先日から14月以内にその手数料を納付しなければならない。請求は、調査手数料が納付された場合に限り、提出されたものとみなされる。

第 53a 条 クレーム手数料

(1) 技術書類が10を超えるクレームを含んでいる場合には、出願人は個々の追加クレームについてのクレーム手数料(第31a条)を庁からの求めの後2月以内又はこの期間が満了しているときには、出願日若しくは優先日から14月以内に納付しなければならない。

(2) 納付されないか、又は一部のみが納付された場合には、庁はその調査に、最後のクレームから開始して、定数外となるクレームを含めない。庁は、残りのクレームを基にして技術水準に関する報告書を作成する。

第 54 条 技術水準に関する報告書の基礎

(1) 庁は技術水準に関する報告書を技術書類、必要な場合には、第46条から第50条に基づいて補正された技術書類を基礎として作成する。第53a条(2)は留保する。

(2) 請求があったときには、庁は、英語で記載された技術書類に基づく報告書を作成することに同意することができるが、それらの書類が第46条から第50条までに規定されている要件を満たしていることを条件とする。庁は出願人に対し、出願人が選択した公用語によって連絡する。

(3) 第53条にいう請求書の提出の後に優先権が主張される、又は訂正される場合には、その優先権は、技術水準の調査に関しては考慮されない。

(4) 庁は、第53条にいう請求が提出されたときに、特許出願が取り下げられていない、又は拒絶されていない場合には、技術水準に関する報告書を作成する。特許出願がその後に取り下げられるか又は拒絶され、かつ、庁が調査を開始していなかった場合には、庁は報告書を作成しないものとし、また、調査手数料を返却する。

第 54a 条 配列一覧

調査の対象とされる発明がヌクレオチド又はアミノ酸の配列一覧に関連している場合には、庁は出願人に対し、特許協力条約(PCT)に基づく管理的指示の付表Cに記載されている基準に従って作成された電子的配列一覧を提出するよう要求することができる。

第 55 条 技術水準に関する報告書の内容

(1) 技術水準に関する報告書は、庁が調査の間に確認した文献であって、特許出願が関連する発明が新規性を有するか否か、及び技術水準に対して進歩性を有するか否かを決定するに際して考慮に入れることのできる文献を列記する。

(2) 文献はその番号が付され、それに係るクレームに言及する。必要な場合には、庁は個々の文献の決定的部分をハイライトする。

(3) 技術水準に関する報告書は、次に掲げる文献を区別する。

(a) 主張されている優先日より前に発表されたもの

- (b) 優先日から出願日までの間に発表されたもの
- (c) 主張されている優先日の後に発表されたもの
- (4) 報告書は、手続に使用された言語で作成する。
- (5) 報告書は、1971年3月24日の「国際特許分類に関するストラスブール協定」に従って、特許出願の対象である発明についての分類コードを表示する。

第56条 技術水準に関する不完全な調査

庁が、クレームされている主題事項の全部又は一部を基にして、技術水準についての意味のある調査をすることが不可能であると判断した場合には、庁は、理由を付した陳述の形でこのこと記録するか、又は技術水準についての部分的報告を発行しなければならない。上記の陳述又は部分的報告は、技術水準についての報告の代わりに公表される。

第57条 単一性の欠如

- (1) 庁が特許出願には発明の単一性が欠如していると判断した場合には、庁はクレームとして表示されている、特許法第52条(2)の意味における発明又は1群の発明に関連する、特許出願の部分について、技術水準に関する報告書を作成する。
- (2) 庁は出願人に対し、同人が、調査報告書が1又は2以上の追加の発明を対象とすることを希望する場合には、個々の追加の発明に対する調査手数料を指定された期間内に納付しなければならないことを通知する。庁が与える期間は、最低2週、最高6週である。
- (3) 報告書は、出願人が調査手数料を納付した対象である発明に関連する、出願の部分について作成する。

第58条 技術水準に関する報告書の送付

技術水準に関する報告書が作成されたときには、庁はそれを出願人に送付するものとし、それには、報告書に記載されているすべての文献の写しを添付する。

第2節 第三者による請求

第59条 請求及び調査手数料の納付

- (1) 第53条から第58条までの意味における、技術水準に関する報告及び第126条及び第127条の意味における国際型調査の何れも請求されていない場合には、第90条に基づいて出願ファイルの閲覧を請求する権利を有する者は手数料を納付して、庁が技術水準に関する報告書を作成するよう要求することができる。
- (2) 上記請求は、調査手数料が納付されたときに提出されたものとみなす。

第59a条 技術水準に関する報告書の基礎

- (1) 技術水準に関する報告書は次のように作成する。
 - (a) 出願明細書の公開前に、技術書類、必要な場合には、第46条体50条に基づいて補正されたもの、又は第54条(2)に従った英語で作成された技術書類を基にする。
 - (b) 出願明細書公開後、かつ、特許の付与前に、公開された技術書類を基にする。必要な場合には、第51条(2)に基づき補正されたクレームがあるときは、それを決定的なものとする。

(c) 特許付与後に、公告された特許、場合によっては、異議申立手続、一部放棄手続又は民事訴訟に続き、限定されたものを基にする。

(2) 優先権が第 59 条にいう請求の後に主張又は訂正された場合には、技術水準調査に関しては考慮されない。

第 59b 条 技術水準に関する報告書の内容

(1) 技術水準に関する報告書の内容は第 55 条に準拠する。

(2) 第 56 条及び第 57 条を準用する。

第 59c 条 技術水準に関する報告書の送付

(1) 技術水準に関する報告書を作成したときには、庁は報告書を、そこに記載されている文献の写しを添えて、請求者に送付する。

(2) 庁は報告書の写しを出願ファイルに入れ、それについて出願人又は特許所有者に通知する。

(3) 当該技術水準に関する報告書は公開しない。

第 3 章 特許出願の公開

第 60 条 目的及び形式

(1) 特許出願はパンフレットとして公開される。これは次に掲げる事項を含む。

(a) 出願書類からの情報(第 24 条)であって、特許登録簿(特許法第 60 条(1-2))に含まれるもの、発明の明細書、クレーム及び図面並びに第 46 条から第 50 条及び第 52 条に基づく補正があった場合には、その補正

(b) 要約

(c) 分類

(d) 必要な場合には、技術水準に関する報告書(第 53 条から第 58 条まで)又は国際調査報告(第 126 条及び第 127 条)

(2) 出願人が第 51 条(2)に基づいて補正したクレームを提出していた場合には、それらのものは(1)(a)にいうクレームに追加して公開される。

(3) 技術水準に関する報告書又は国際調査報告が請求されており、かつ、公開のためにされる技術的準備の終了時に入手できない場合には、その報告又は調査は別途に公開される。

(4) 公開は電子的形態のみによって行う。

第 60a 条 言語

(1) 出願明細書は公用語によって公開する。

(2) 国際調査報告(第 126 条及び第 127 条)が英語で記載されている場合には、それは英語で公開する。

第 60b 条 早期公開

出願日が認定されており、かつ、特許出願が本規則に定めるすべての要件を満たしている場合には、出願人は早期公開を要求することができる。

第 60c 条 出願明細書の非公開

庁は、下記の場合には出願明細書を公開しない。

- (a) 特許出願が、出願日又は優先日から遅くとも 17 月の内に取り下げられているか、又は拒絶が確定している場合
- (b) 出願人が迅速手続に従った実体審査を請求しており、特許明細書が出願明細書(特許法第 58a 条)に先立ち公開されている場合
- (c) それが国際出願又は国際出願に起因する特許出願に関するものである場合、又は
- (d) 特許出願が欧州特許出願又は欧州特許からの変更に起因するものであり、かつ、欧州特許出願又は欧州特許が既に公開されている場合

第 61 条 [廃止]

第 4 章 実体審査

第 1 節 通則

第 61a 条 審査手数料及びクレーム手数料

- (1) 出願人は、実体審査の開始前であって、庁による納付の求めの後の期間内に審査手数料を納付しなければならない。
- (2) 技術書類が 10 を超えるクレームを含んでおり、かつ、出願人が定数外のクレーム(第 31a 条)についてのクレーム手数料を納付していないか、又は一部のみを納付している場合には(第 53a 条)、出願人は庁による納付の求めから 2 月以内にその手数料を納付しなければならない。
- (3) 納付が行われないか、又は一部の納付がされた場合には、定数外のクレームは、最後のクレームから削除される。

第 62 条 実体審査の延期

- (1) 実体審査が終了していない間は、出願人は、下記事情を証明することができるときには、その延期を請求することができる。
 - (a) 出願人が同一発明に関し、スイス特許出願に加え、スイスを指定する欧州特許出願をしていること、及び
 - (b) それらの出願は同一の出願日又は優先日を有していること
- (2) 実体審査は、次に掲げる時期の内の最も遅い方まで延期される。
 - (a) 欧州特許出願が拒絶されるか、若しくは確定的に取り下げられる時期又はスイスに関して取り下げられたとみなされる時期
 - (b) 欧州特許出願に対する異議申立期間が使用されることなく満了する時期、又は
 - (c) 欧州特許に対する異議申立に関する決定が執行不能となった時期
- (3) 実体審査が終了していない間は、出願人は、下記事項を証明できるときには、延期を請求することができる。
 - (a) 出願人が同一発明に関しスイス特許出願に加え、国際特許を出願していること

- (b) それらの出願は同一の出願日又は優先日を有していること
- (4) 実体審査は、次に掲げる時期の内の最も遅い方まで延期される。
 - (a) 国際出願がスイスに関して取り下げられるか、又は確定的に拒絶される時期
 - (b) 国際出願によって付与された特許に対する異議申立期間が、使用されることなく満了する時期
 - (c) 国際出願によって付与された特許に対する異議申立に関する決定が執行不能になった時期、又は
 - (d) 国際出願から生じた欧州特許出願の場合には、2006年12月7日の「欧州特許条約に基づく規則」の第159条に定められている期間が満了した時期
 - (5) (1)から(4)までにいう請求は、既に設定されている期間に関して停止効果を有さない。

第 62a 条 国内優先権が主張される場合での実体審査の延期

- (1) 特許出願が国内優先権主張の基礎とされており、かつ、その実体審査が完了していない場合には、その出願人はその実体審査が後の出願の特許付与まで延期されるように請求することができる。
- (2) 後の出願が拒絶されるか、又は確定的に取り下げられる場合には、実体審査は再開される。
- (3) (1)にいう請求は、既に定められている期間に対する停止効果を有さない。

第 63 条 迅速審査

- (1) 出願人は実体審査が迅速手続に従って行われるよう請求することができる。出願日又は優先日から18月の期間が満了するまでは、技術書類が第46条から第52条までに定められている要件を満たしている場合に限り、この請求を提出することができる。
- (2) 請求は、その目的で庁が請求する手数料が納付されたときに、提出されたものとみなす。

第 64 条 技術書類の補正

- (1) 実体審査が開始される時に、出願人はその発意により技術書類の補正をすることができる。
- (2) 最初の通告を受領した後、出願人はその発意により技術書類を再度補正することができるが、ただし、通告に対する応答と同時に補正書が送付されることを条件とする。それ以外の補正は、庁の承認を得た場合に限り許容される。
- (3) 技術書類の補正は、補正される出願の対象が出願時の技術書類の内容(第46d条)を超えて拡張するものであってはならない。
- (4) クレームが実体審査に際して補正されるか、又は再作成される場合には、出願人は、庁の要求があったときには、再定義された対象が最初に記述されている、出願時の技術書類(第46d条)の部分を記述しなければならない。
- (5) 実体審査の結果、補正された特許出願の対象が出願時の技術書類(第46d条)の内容を超えて拡張されているとされる場合には、庁は出願人に対し、応答する期間を許容する。出願人は次の何れかを行うことができる。
 - (a) 発明の明細書が影響を受けない範囲で、補正を放棄すること
 - (b) その発明は出願時の技術書類に既に記述されている旨の証拠を提出すること
- (6) 出願人が補正を放棄しないか、又は庁の異論に対処しない場合には、庁はその特許出願

を拒絶する。

(7) 出願人が庁に対して、拒絶の決定が執行可能となる前に、補正を放棄することを通知した場合には、実体審査はその放棄を基にして再開される。

第 65 条 分割出願の出願日

(1) 庁からの要求があったときには、出願人は、出願時の技術書類(第 46d 条)の中のどの部分に分割出願の主題事項が最初に記述されているかを述べなければならない。

(2) 出願時の審査(第 46e 条)のときに、分割出願について認定された出願日が誤って主張されたものであることが証明された場合には、第 64 条(4)から(7)までを準用する。

第 66 条 分類

(1) 各特許出願は、1971 年 3 月 24 日ストラスブール協定により確立された国際特許分類に従い分類される。出願人はこの目的のため必要な情報を提供しなければならない。

(2) 庁は、特許登録簿への記帳の時まで分類を補正することができる。

第 2 節 審査の目的及び終結

第 67 条 手続

(1) 庁は最初に特許出願が特許法第 59 条(1)の通知の対象であるべきか否かを確認する。事件がそれに該当するものである場合において、出願人が技術書類を補正するか他の方法で、提起された異論に対処することができないときは、庁はその出願を拒絶する。

(2) 特許出願が特許法第 49a 条、第 50 条、第 50a 条、第 51 条、第 52 条、第 55 条及び第 57 条の規定又は本規則の規定に適合していない場合には、庁は出願人に対し、欠陥を是正するための期間を許容する。欠陥の一部のみが是正された場合において、庁が適当と考えるときには、他の通知を出すことができる。

第 68 条 [廃止]

第 69 条 審査の終了

(1) 特許出願の公開に適用される条件が満たされた場合には、庁は出願人に対し、審査手続の終了予定日を少なくとも 1 月前に通知する。同時に、要約及び名称についての、第 22 条の意味における補正又は訂正があったときは、その補正又は訂正が通知される。

(2) 出願時の、又は(1)に従って通知された補正を有する技術書類が特許法及び本規則に適合している場合には、出願人は、特許が付与される際の技術書類の内容を承認しているものとみなされる。

第 5 章 特許付与の準備

第 70 条 [廃止]

第 71 条 [廃止]

第 72 条 停止期間

補正の特許登録簿への仮登録又は最終登録の請求並びに特許出願の取下げであって、審査手続終了予定日後に庁に到着するものは、特許の付与時までには提出されなかったとみなす。

第 6 章 異議申立手続

第 73 条 様式及び内容

- (1) 異議申立書は、特許登録簿への登録についての公告から 9 月以内に提出しなければならない。また、次に掲げる事項を含まなければならない。
 - (a) 異議申立人の姓名又は企業名及び宛先並びに必要な場合には、スイスにおける送達宛先
 - (b) 異議申立の対象とする特許の番号及び名称
 - (c) 異議申立をする特許付与の範囲を陳述する申立書
 - (d) 異議申立の理由(特許法第 1a 条、第 1b 条及び第 2 条)
 - (e) 理由陳述書であって、援用する事実及び証拠のすべてを記載したもの
- (2) 異議申立手数料は、特許法第 59c 条に定められている期間内に納付しなければならない。
- (3) 異議申立の理由として援用される書類は、提出書類に含める。

第 74 条 異議申立の審査

- (1) 異議申立書が第 73 条(1)(a)から(e)まで及び(2)の要件を満たしておらず、かつ、その欠陥が異議申立について定められている期間(特許法第 59c 条)の満了までに是正されない場合には、庁は応答しない。
- (2) 異議申立書が(1)に定めた条件には合致しているが、特許法又は本規則の他の規定を満たしていない場合には、庁は異議申立人に対し、状況を是正するための合理的な追加期間を許容する。その期間が使用されないままである場合には、庁は同時に、異議申立を認めない宣言をする旨の警告を出す。
- (3) 庁による書類提出の求めの後においても、異議申立人が、証拠として援用する書類を提出しない場合には、庁はその証拠を検討する義務を負わない。

第 75 条 言語

- (1) 異議申立手続は、異議申立をされる特許が記載されている言語によって行う。
- (2) 異議申立書又は当事者が提出する他の書類は、他の公用語(第 4 条(1))によって行うことができる。
- (3) 技術書類についての補正(第 81 条)のすべては、手続に使用される言語によって作成されなければならない。
- (4) 証拠として援用される書類が、公用語又は英語の何れによっても記載されていない場合には、庁は、手続に採用された言語による翻訳文を要求することができる。当該翻訳文が提出されない場合には、庁はその証拠を考慮する義務を負わない。

第 76 条 当事者

- (1) 当事者は、特許所有者及び異議申立人である。

(2) 特許移転があった場合には、特許法第 33 条(3)を準用する。

第 77 条 当事者の送達宛先

(1) 異議申立人は、スイスでの送達宛先(特許法第 13 条)を提出しなければならず、また、この宛先を、異議申立期間中に、又は庁が許容した追加期間中に連絡しなければならない。庁は同時に、追加期間が使用されないままである場合には、異議申立を認めないとの宣言をする旨の警告を出す。

(2) 特許所有者はスイスでの送達宛先を提出しなければならず、また、この宛先を庁が許可した期間内に連絡しなければならない。同人がこの義務を果たさなかった場合には、同人は手続から排除される。

第 78 条 複数の異議申立

同一の特許に対して複数の異議申立が提起される場合には、庁は、それらを単一の手続に併合する。

第 79 条 書類及び付属書の部数

第 73 条(1)の規定に従うことを条件とし、異議申立書類及び付属書の写しが庁及び個々の相手方当事者に送付される。これが行われない場合には、庁は、異議申立人に追加の時間を与えること、又は異議申立人の費用負担において、その写しを利用できるようにすることができる。

第 80 条 異議申立に対する反駁

庁は特許所有者に異議申立について通知するものとし、特許所有者が意見書を提出すること及び適当な場合には、補正した書類を提出するよう求める。庁はその目的で合理的期間を許容する。

第 81 条 特許の訂正

(1) クレーム、明細書及び図面の訂正は、特許法第 59 条(c)の意味における異議申立理由が必要とする場合に限り、許容される。

(2) 特許は次のようなことになるよう訂正することができない。

(a) その対象が出願時の技術書類(第 46d 条)の内容を超えること

(b) 出願の主要分野が拡張されること

第 82 条 陳述書の交換

(1) 庁は特許所有者の意見書及び必要な場合には、技術書類についての訂正を、異議申立人に伝える。複数の異議申立がなされている場合には、庁は他の異議申立について、それらのものに通知する。

(2) 特許所有者が技術書類を訂正した場合又は庁が他の理由によって必要と考えた場合には、庁は異議申立人に対し、その見解を述べるよう求める。異議申立人には、合理的期間が与えられる。

(3) 庁は当事者に対し、陳述書の更なる交換を勧告することができる。

第 83 条 倫理委員会の意見

- (1) 庁は、当事者の 1 又は官庁からの理由を付した請求があった後、非人間生物学に関する連邦倫理委員会の決定を求めることができる。
- (2) 庁は当事者全員に倫理委員会の決定を送付し、書面による応答をする機会を与える。

第 84 条 口頭審理

- (1) 当事者の 1 又は官庁からの理由を付した請求が行われた後、口頭聴聞が事実の解明にとって適当であると考えられる場合には、庁は当事者に対し、口頭聴聞に参加するよう求めることができる。
- (2) 聴聞は非公開で行われる。全く例外的な場合に、庁は、当事者の 1 又は官庁からの理由を付した請求に従い、公開聴聞を考慮することができるが、ただし、重要な公益がそれを正当化する場合に限る。聴聞に関しては議事録を作成する。
- (3) 審議は非公開で行われる。

第 85 条 最終決定

- (1) 関係書類が検討できる状態になっているときは、庁は次の何れかに決定をする。
 - (a) 特許出願をその全部又は一部について拒絶し、その範囲において異議申立を認める。又は
 - (b) 訂正されることなく、特許出願を維持し、異議申立を拒絶する。
 - (c) 異議申立手続中に提出されたか、又は訂正された技術書類を基にして、訂正された形式で特許出願が維持できる旨を決定し、異議申立の他の事項に関して拒絶する。
- (2) 特許が訂正された形式で維持される場合には、庁は、決定が効力生じたときに、及び必要な場合には、特許所有者に技術書類を訂正するよう求める。出願人がこの要求に従わない場合又は訂正された技術書類が庁の決定と合致していない場合には、特許は拒絶される。
- (3) 異議申立手続中に訂正された技術書類がそのまま庁の決定に合致している場合には、出願人は、維持された特許の内容を承認しているとみなす。

第 86 条 異議申立手数料及び費用

- (1) 異議申立が認められた場合には、一般に異議申立手数料は異議申立人に返還される。異議申立が一部について認められた場合には、それに応じて手数料が返還される。庁は、特別な事情が正当化する場合、特に、異議申立人が手続を故意に遅延させた場合には、異議申立手数料を返還しない。
- (2) 異議申立に係る費用はない。

第 87 条 登録及び公告

庁は特許を登録簿に記録し、取り消された特許、維持された特許又は訂正された範囲で維持された特許を公告する。庁は新たな特許証を特許所有者に交付する。

第 88 条 適用法

本規則に別段の定めがない限り、1968 年 12 月 20 日の行政手続に関する連邦法を適用する。

第 IV 部 特許ファイル及び登録簿並びに庁の公告

第 1 章 ファイル

第 89 条 内容

- (1) 庁は、各特許出願及び各特許のファイルで、審査手続の行われた経緯に関する情報並びに特許及び特許に関する権利の存立に影響を及ぼす訂正に関する情報を含むものを備える。
- (2) 証書を他の書類と共に提出する者であってこの証書が製造上の又は事業上の秘密を開示するものである旨を指摘する者は、この証書を別個に保存するよう請求することができる。この証書の存在は、ファイル中に言及されなければならない。
- (3) [廃止]

第 90 条 書類の閲覧

- (1) 出願明細書の公開の前に又は特許の付与が先に生じる場合には、特許付与の前に、次に掲げる者はファイルを検閲することを許可される。
 - (a) 出願人又はその代理人
 - (b) 何人であれ、出願人が、その特許出願による権利を侵害していると主張している、又は当該侵害について警告を発している相手であることを証明できる者
 - (c) 第三者であって、出願人又は代理人が同意していることを証明することができる者
- (2) 前記の者はまた、拒絶され又は取り下げられた特許出願を検閲する権利をも有する。
- (3) (1)にいう時期を経た後にファイルは、何人もこれを検閲することができる。
- (4) (1)又は(2)によりファイルを検閲しようとする者は、予め閲覧の日を庁に届け出なければならない。
- (5) 別個に保存された証書(第 89 条(2))の閲覧が請求されるときは、庁は、関係する特許出願人又は特許権者の意見を聴いた後に決定する。
- (6) 公益上必要なときは、連邦司法治安省は、ファイルを検閲することを連邦行政各部に許す権限を庁に与えることができる。
- (7) 請求により閲覧に付される書類は、写しの形式で交付される。
- (8) 司法共助に関する一般的規定は、留保される。

第 91 条 [廃止]

第 92 条 書類の保存

- (1) 庁は、削除された特許に関する書類の原本又は写しを削除から 5 年間、保存する。
- (2) 庁は、取り下げられ又は拒絶された特許出願に係る書類の原本若しくは写しを取下又は拒絶の日から 5 年間、ただし、出願日から 10 年間以上保存する。

第 2 章 特許登録簿

第 93 条 登録簿の備付

- (1) 庁は、与えられた特許の登録簿を備える。
- (2) 公告された特許出願は、仮に前記の登録簿に登録される。特許が与えられた場合は、この仮の記入は、最終的なものであるとみなす。
- (3) [廃止]

第 94 条 登録簿の内容

- (1) 特許は、次に掲げる事項が最終的に登録簿に登録される。
 - (a) 特許番号
 - (b) 分類
 - (c) 発明の名称
 - (d) 出願日
 - (e) 特許出願番号
 - (f) [廃止]
 - (g) 特許付与日
 - (h) 優先日及び博覧会による免責特権
 - (i) 特許所有者の個人の姓名又は企業名、送達宛先又は本部及び宛先
 - (k) 代理人が指定されている場合には、代理人の名称及び宛先
 - (1) 発明者の名称及び宛先、ただし、発明者が、名称が表示されないことを選択している場合を除く。
 - (m) 付与された権利、同様に、執行についての権限を有する裁判所又は当局によって課せられた処分権についての制限
 - (n) 特許の存在又は特許を受ける権利に影響する変更
 - (o) 特許所有者の宛先又は本部の変更
 - (p) 代理人の変更又は代理人の宛先の変更
 - (q) 進行中の異議申立手続及び最終決定の法律行為表示部分
- (2) 公告された特許出願は、その旨の表示を付して、仮に登録する。
 - (3) 庁は、庁が有用と考える上記以外の表示を暫定的又は最終的に記録することもできる。

第 95 条 登録簿の閲覧及び登録簿抄本

- (1) 特許登録簿は自由に閲覧することができる。
- (2) 請求があったときは、庁は特許登録簿抄本を作成しなければならない。

第 3 章 訂正

第 1 節 特許の存立に影響を及ぼす訂正

第 96 条 一部放棄

a. 形式

- (1) 特許の一部放棄の申立(特許法第 24 条)は、書面 2 通をもってしなければならない。
- (2) この申立は、無条件とする。

(3) 手数料を納付しなければならない。

第 97 条

b. 内容

(1) 一部放棄の申立は、クレームの法的範囲に関し何らの疑をも生じさせるものであってはならない。特許法第 1 条、第 1a 条、第 2 条、第 51 条、第 52 条及び第 55 条は、クレームの再構成に適用する。

(2) 明細書、図面及び要約はこれを訂正することができない。ただし、一部放棄は、次の申立を含む。

「明細書及び図面の一部であって再構成されたクレームに符合しないものは削除されたものとみなす。」

(3) 一部放棄の申立が要件に適合しないときは、庁は特許権者にこの瑕疵を是正するための期間の猶予を与える。この瑕疵が一部のみ是正された場合において相当と思料するときは、庁は、更に通知を発する。

(4) [廃止]

第 98 条

c. 登録及び公告

(1) 一部放棄の申立が要件に適合するときは、その申立は、登録される。

(2) 庁は、その申立を公告し、かつ、特許明細書に添付する。新特許書類が特許権者に交付される。

(3) 同時に庁は、新特許の設定(特許法第 25 条)を申請させるため特許権者に 3 月の期間の猶予を与える。

第 98a 条

d. 一部放棄についての制限

一部放棄の請求は、特許についての異議申立ができる期間及び異議申立に関する執行可能な決定が返答されていない場合には、認められない。

第 99 条 裁判所による制限

第 98 条は、特許が裁判所によって制限された場合(特許法第 27 条又は第 30 条)に準用する。

第 100 条 新特許の設定

a. 出願

特許出願に関する規定は、新特許の設定申請(特許法第 25 条、第 27 条(3)又は第 30 条(2))に適用する。第 101 条及び第 102 条は留保される。

第 101 条

b. クレーム

(1) 第 100 条により設定されるべき各新特許に関しては、少なくとも 1 個の新しいクレームが原特許から削除されたクレームの範囲内で特許法第 24 条を斟酌して作成されなければならない。

らない。

(2) [廃止]

第 102 条

c. 明細書

(1) 明細書及び図面に関しては、原特許の明細書に言及することができる。次の申立が追加されなければならない。

「特許明細書第何号中の説明及び図面の部分であって、この特許のクレームに符合しないものは、削除されたものとみなす。」

(2) (1)に規定する言及が特許の法的範囲に関し疑を生じさせるときは、原特許の明細書中の部分であって新特許のクレームの理解に必要なものが所定の様式により再提出されなければならない。

第 2 節 特許を受ける権利及び特許に関する権利に影響を及ぼす訂正；代理人の変更

第 103 条 移転訴訟の一部認容

(1) 裁判所が特定のクレームの削除による特許出願の移転(特許法第 30 条)を命じたときは、この命令を受けた出願人は当該クレームを削除して、1 又は 2 以上の特許出願をすることができる。その各出願日は、移転の対象となった出願の出願日とし、その他の点についてはこれらの出願は分割出願として扱われる(特許法第 57 条)。

(2) 裁判所が特定のクレームの削除による特許の移転(特許法第 30 条)を命じたときは、この命令を受けた特許権者は、当該クレームを削除して、1 又は 2 以上の新特許の設定を申請することができる(第 100 条から第 102 条まで)。

(3) 庁は、移転に関する確定判決を受けた場合は、この判決を受けた関係する特許出願人又は特許権者に新特許出願をさせ又は新特許の設定を申請させるための期間の猶予を与える。

第 104 条 ファイルへの表記

(1) 特許の付与前に次の事項がファイルに表記される。

(a) 出願人の変更

(b) 法人名又は商号の変更

(c) その他の変更、例えば、スイス国内における通知先変更、代理人の変更、差押担当裁判所又は当局によって命じられた権利の設定及び処分権の制限等

(2) 第 105 条(2)から(4)までが準用される。

(3) 特許出願の移転を受ける当事者は、証書が庁に到達した時点で存在した状態における当該出願を引き継ぐ。

第 105 条 特許登録簿への仮の又は最終の登録

(1) 次の事項は、仮に又は最終的に特許登録簿に記入される。

(a) [廃止]

(b) 特許に関する権利に影響を及ぼす変更

(c) 法人名又は商号の変更

(d) その他の変更，例えば，代理人の変更，差押担当裁判所又は当局によって命じられた権利の設定及び処分権の制限等

(2) 一切の訂正は，前特許出願人若しくは前特許権者の申立書又は他の証書によって証明されなければならない。これにより第 106 条及び第 107 条は何ら影響を受けない。証書は，関係するファイルの一部となる。

(2-2) [廃止]

(3) 排他的ライセンスが登録簿に仮に又は最終的に記入された場合は，これに適合しない他のライセンスは，同一特許について仮に又は最終的に記入されることはない。

(4) サブライセンスは，仮に若しくは最終的に記入されたライセンシーの申立書又はその他の十分な証書によって証明される場合は仮に又は最終的に登録簿に記入される。その他の場合はサブライセンスを設定するライセンシーの権利が証明されなければならない。

(5) [廃止]

(6) [廃止]

第 106 条 第三者の権利の取消

特許出願人又は特許所有者からの請求があったときは，庁はファイルに記載されている，又は特許登録簿に暫定的に若しくは最終的に登録されている第三者のための権利を取り消す。ただし，第三者の側での明示の放棄宣言又は同等とみなされる他の書類が提出されることを条件とする。

第 107 条 代理人の変更

(1) 代理人の変更は，新代理人の委任状の提出があるときは，ファイルに表記され又は仮に若しくは最終的に特許登録簿に記入される。

(2) 新代理人の委嘱は，庁にとっては旧代理人の委任状の撤回を意味する。

(3) [廃止]

第 4 章 庁の公告

第 108 条 公告機関紙

(1) 庁は，公告機関紙を決定する。

(2) 請求及び調査手数料の納付があったときは，庁は，電子的形態のみで公告された資料の紙面複写を提供する。

第 109 条 特許明細書

特許出願は，特許付与の日に公告される。

第V部 特許権についての制限

第1章 農業免責

第110条 植物品種の一覧

農業免責を与えられる植物品種は、2008年6月25日の品種保護に関する法令の付表1に記載されている品種である。

第2章 薬剤輸出のための強制ライセンス

第111条 法的手続の内容

(1) 受領国が世界貿易機関(WTO)加盟国である場合には、薬剤輸出のための強制ライセンスの付与に加え、申請人は知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会(TRIPS 理事会)からの通告であって、受益国が次に掲げることをしているものを含めなければならない。

- (a) その需要を満たすのに必要な薬剤の量を明示すること
- (b) その国が国際連合(UN)の一覧による後発開発途上国でない場合には、その国が生産能力を有していないか、又は不十分な能力を有していることを宣言すること、及び
- (c) その生産物がその地域において特許を受けている場合には、申請人は問題とされている薬剤の輸入に関する強制ライセンスを所持している旨を宣言すること

(2) 受領国がWTOの加盟国でない場合には、申請人は庁に(1)の意味での通告の地位を有する宣言書を提出しなければならない。

(3) (1)にいう通告及び(2)にいう宣言は、その内容が不正確な場合、そこに含まれている情報についての完全な証拠を提供しなければならない。

(4) 法的手続は次のものも含む。

- (a) 契約によるライセンス(特許法第40e条)を取得するための努力が不成功に終わったことの証拠
- (b) 申請人が製造する意図を有する生産量及び申請人が知る限りにおいて既に付与されているライセンスの名称
- (c) 申請人が、ライセンスに基づいて生産される薬剤(第111a条)を特定するために予定している手段
- (d) 第111b条にいう情報が公告される場合には、インターネットアドレス

第111a条 薬剤を特定するために使用する手段

(1) ライセンシーは適当な手段を使用して、ライセンスに基づいて製造された薬剤を明確に特定しなければならない。

(2) 適当な手段とは、その製品が、薬剤輸出のための強制ライセンスの対象であり、それが表記した国に向けての輸出専用とされていることを示している情報ラベルであって、包装又は生産材料、例えば、アンプル、ブリストア包装及び容器及びその製品に関する書類に付されたもののことである。

(3) 手段は釣り合いの取れたものであって、生産物価格に大きく影響するものであってはならない。

第 111b 条 ライセンシーの開示義務

ライセンスが付与される時、ライセンシーは下記の情報を同人のウェブサイト又は WTO のウェブサイトに公表しなければならない。

- (a) ライセンス付与の対象である薬剤の名称
- (b) 生産数量
- (c) 受領国
- (d) ライセンスに基づいて製造された製品を特許品から判別することを可能にする手段(特許法第 40d 条(4))

第 111c 条 庁が負う通報及び通告の義務

(1) 受領国が WTO の加盟国である場合には、庁は、特許法第 40 条の意味におけるライセンスの付与について TRIPS 理事会に通報しなければならない。その通信は下記事項を含む。

- (a) ライセンシーの名称及び宛先
- (b) 付与されたライセンスの対象である薬剤の名称
- (c) 生産数量及び引き渡される数量
- (d) 受領国
- (e) ライセンスの期間
- (f) インターネットアドレス

(2) 受領国が WTO 加盟国でない場合には、庁は、(1)にいう情報をそのウェブサイトで公告しなければならない。

(3) 裁判所は、庁がその通報及び通告の義務を果たすことができるようにするために、必要な情報のすべてを庁に知らせる。

第 VI 部 関税当局の介入

第 112 条 適用の範囲

関税当局はスイスにおける有効な特許を侵害する商品が関税地域から搬入又は搬出される場合には、介入する権限を有する。

第 112a 条 介入の請求

(1) 手続をする能力を有する特許所有者又はライセンシー(申請人)は連邦関税当局に対し、介入を求める申請書を提出しなければならない。

(1-2) 連邦関税当局はすべての支援書類を受領してから 40 日以内に申請に対する決定を返さなければならない。

(2) 申請の有効期間は 2 年であるが、それより短い期間が指定されているときは、この限りでない。申請は更新することができる。

第 112b 条 商品の差押

(1) 税関が商品を押収した場合には、税関は保管費用の納付を受けて保管所で保管するか、又は申請人の費用負担において、第三者に保管させる。

(2) 庁は申請人に対し、貨物申告人、保有者又は所有者の名称及び宛先、差し押さえた商品に係る正確な説明及び数量並びに前記商品のスイス又は海外での出荷人の名称を通知する。

(3) 特許法第 86c 条(2)又は(3)に定められている期間の満了前に、申請人が仮処分を取得できないと思われるときには、税関はその商品を遅滞なく返却しなければならない。

第 112c 条 標本

(1) 申請人は押収した商品の試験及び検分のために商品の標本が与えられるよう請求書を提出することができる。関税当局は標本に代え、上記商品の写真を提供することができるが、それが検査をすることを可能にすることを条件とする。

(2) 申請人はその請求書を、介入の請求と同時に又は商品の差押中に、その商品を差し押さえている税関に直接に提出することができる。

第 112d 条 製造及び営業の秘密の保護

(1) 関税当局は商品の申告人、保有者又は所有者に対し、理由を付した請求書を提出する場合には、標本の採取を拒絶するのが可能なことについて通知しなければならない。関税当局は、その請求書の提出のために合理的な期間を許可しなければならない。

(2) 関税当局が押収商品の検分を許可する場合において、検分時期を定めるときは、適切な方法によって、一方において申請人の利益及び他方において、申告人、保有者又は所有者の利益を考慮しなければならない。

第 112e 条 商品破棄が生じた場合での証拠の保存

(1) 税関当局は採取した標本を、特許法第 86c 条(1)に従って申告人、保有者又は所有者に送付した時から 1 年間保管する。この期間が満了した後、税関当局は申告人、保有者又は所有者に対し、標本の所有を取り戻すこと又は保管の継続のために費用を負担することを求める。

申告人、保有者又は所有者がこの求めに応じない場合又は30日以内にその決定を知らせない場合には、税関当局はその標本を破棄する。

(2) 税関当局は標本を採取する代わりに、破棄される商品の写真を撮ることができるが、その措置が証拠の保存を保證することが可能な場合に限る。

第 112f 条 手数料

税関当局の介入に関して課せられる手数料は、2007年4月4日の連邦税関当局の手数料に関する法令に定められている。

第 113 条 [廃止]

第 VII 部 欧州特許出願及び欧州特許

第 114 条 本規則の範囲

- (1) 本部の規定は、スイスで効力を生じる欧州特許出願及び欧州特許に適用する。
- (2) 本規則の他の規定は、特許法第 109 条及び本部に別段の規定がある場合を除くほか同様に適用する。

第 115 条 庁への出願

- (1) スイスに自己の住所又は本拠を有する者は、出願人又は代理人として庁に欧州特許出願を行うことができる。ただし、分割出願をすることはこの限りでない。
- (2) 庁は、出願書類を受理した日をこの出願書類に表記する。
- (3) 欧州特許条約の下に徴収した手数料は、直接欧州特許庁に納付される。

第 116 条 [廃止]

第 117 条 登録簿及びファイル

- (1) 次の事項を、欧州特許に関するスイス登録簿に登録する(特許法第 117 条)。
 - (a) 特許の付与時に欧州特許登録簿に記載されている情報
 - (b) 異議申立、制限又は取消の主題に関して欧州特許登録簿に含まれている情報
 - (c) そのほか、スイス特許について提供された情報
- (2) 庁は、欧州特許庁に対する手続に使用された言語により情報を登録する。その言語が英語であって、登録がドイツ語で行われる場合には、特許所有者はいつでも、登録がフランス語でされるよう請求することができる。
- (3) (2)に従って採択された言語が、手続がされるとき言語となる(第 4 条)。
- (4) 庁は個々の欧州特許についてのファイルを保有する。

第 117a 条 特許表示

スイスにおいて効力を有する欧州特許については、特許表示(特許法第 11 条)中に「EP/CH」の文字と特許番号を記載する。

第 118 条 変更

- (1) 欧州特許出願又は欧州特許がスイス特許出願に変更される場合には、庁は出願人に対し、次の手続をするために 2 月の期間を許容する。
 - (a) 手数料を納付すること(第 17a 条(1a))
 - (b) 翻訳文を提出すること(特許法第 123 条)
 - (c) スイスにおける送達宛先を指定すること(特許法第 13 条)
- (2) 既に納付期限が到来している年金は、庁から納付の求めがあつてから 6 月以内に納付しなければならない。納付が最終の 3 月の間にされる場合は、割増手数料が徴収される。

第 118a 条 年金

欧州特許は、庁によって課せられる年金を毎年前納する必要がある。最初の納付は、欧州特

許の付与が欧州特許公報において通告された年の翌年に納付時期が到来するが、早くとも、出願してから第4年目の始めとする。

第 VIII 部 国際特許出願

第 1 章 本規則の範囲

第 119 条 本規則の範囲

- (1) 本部の規定は、庁が受理官庁、指定官庁又は選択官庁として行動する国際出願に適用する。
- (2) 本規則の他の規定も、特許法第 131 条又は本規則に別段の定がある場合を除くほか前記の国際出願に適用する。

第 2 章 受理官庁としての庁

第 120 条 国際出願の提出

- (1) 庁に提出される国際出願はフランス語、ドイツ語又は英語で作成されていなければならない。
- (2) 庁は出願人にフランス語又はドイツ語で連絡する。

第 121 条 送付手数料及び調査手数料

- (1) 送付手数料(特許法第 133 条(2))は、国際出願の受理に続く 1 月以内に庁に納付されなければならない。
- (2) (1)は、調査手数料に準用する。その金額は、スイスについて管轄権を有する国際調査機関との間で締結する協定に基づいて定められる。庁は、国際当局によって定められた調査手数料の金額を公告する。

第 122 条 その他の手数料

- (1) それ以外の手数料の納付は、1970 年 6 月 19 日の特許協力条約の施行規則(協力条約規則)の定めるところによる。
- (2) これらの手数料の金額は、協力条約規則の手数料に関する附則に記載されている。

第 122a 条 [廃止]

第 122b 条 優先権の回復

- (1) 出願人が、状況によって要求されるすべての十分な注意を払ったにもかかわらず、優先権に関する期限を遵守することができなかった場合には、手数料の納付を条件として、庁は協力条約規則第 26 規則-2(3)に従って優先権期間を回復する。
- (2) 庁の決定は、最終的なものである。

第 3 章 指定官庁としての庁

第 123 条 仮保護

- (1) 国際出願がスイスの公用語によって公表されていない場合には、被害者は出願人が次の

ことをした時期以後に被った損害に限り、賠償請求をすることができる。

(a) スイス公用語の 1 によるクレームの翻訳文を加害者に提供すること、又は

(b) その翻訳文が庁を通じて、公衆が閲覧できるようにすること

(2) 公開された国際出願に関するクレームの翻訳文を庁に提出するものは、出願番号を表示しなければならない。

(3) 庁は、翻訳文が提出された日を記録しなければならない。庁は、その完備性のみを点検する。

(4) 庁は直ちに、その翻訳文を閲覧できるようにしなければならない。また、閲覧できるようになった日を記録しなければならない。

(5) 翻訳文が訂正された場合には、(1) から(4)までを準用する。

第 124 条 国内段階開始の条件

(1) 出願日又は優先日から 30 月以内に、出願人は庁に対する次の段階を完了しなければならない。

(a) 発明者の名称を書面で示すこと

(b) 必要な場合には、その出所を表示すること(第 45a 条)

(c) 出願手数料を納付すること

(d) 国際出願がスイス公用語の 1 によって記載されていない場合には、スイス公用語の 1 による翻訳文を提出すること

(2) 出願人が(1)に定められている条件を満たさなかった場合には、その国際出願はスイスに関しては取り下げられたものとみなす。

(3) 出願人がスイスに宛先又は本部を有さない場合には、出願人は(1)に定められている期間内にスイスにおける送達宛先を届け出なければならない。送達宛先がこの期間内に提出されなかった場合には、庁は、提出のための期間として 2 月を許容する。この期間が守られなかった場合には、その出願は拒絶される。

(4) 優先権書類が優先日から 16 月以内に、受け手である庁又は国際事務局に提出されなかった場合には、その優先権は消滅する。

(5) 優先権書類がスイスの公用語の 1 又は英語で記載していない場合には、第 52 条(1)を準用する。

第 125 条 優先権の回復

手数料の納付があったときは、庁は協力条約規則第 49 規則の 3.2 に従い、優先権期間を回復するが、ただし、出願人が状況により要求される相当の注意を払ったにもかかわらず、その期限を遵守できなかったことを条件とする。

第 4 章 選択官庁としての庁

第 125a 条 国際予備審査報告書の別紙の翻訳文

(1) 特許法第 138 条(1)(c)に基づいて翻訳文が提出される場合は、国際予備審査報告書の別紙は、出願日又は優先日に続く 30 月以内に、国際出願に用いられたスイス公用語と同じ言語に翻訳される。

(2) (1)に規定される期間が遵守されない場合は、庁は、さらに2月の追加期間を出願人に与える。当該追加期間が遵守されない場合は、庁は当該出願を却下する。

第 125b 条 ファイルの内容及び閲覧

(1) 国際出願のファイルには、第 89 条に規定される内容のほか、国際予備審査報告書が含まれる。

(2) 国際出願が国内手続段階に入った後は、ファイルは自由にこれを閲覧することができる。

第 125c 条 優先権の回復

手数料納付があったときは、庁は協力条約規則第 49 規則の 3.2 に従い、優先権期間を回復するが、ただし、出願人が状況により要求される相当の注意を払ったにもかかわらず、その期限を遵守できなかったことを条件とする。

第 IX 部 国際型調査

第 126 条 条件

- (1) 特許協力条約第 15 条(5)の意味における国際型調査を、最初のスイス特許出願に関して請求することができる。
- (2) 請求書は出願日から 6 月以内に庁に提出しなければならない。同時に、国際型調査手数料を納付しなければならない。調査手数料の金額は、IPI-RT に別段の定めがある場合を除き、スイスを管轄する国際調査当局が定める。
- (3) 国際出願がスイスを管轄する国際調査機関での作業言語で記載されていない場合には、作業言語による翻訳文を同時に提出しなければならない。
- (4) 庁は、特許出願及び翻訳文が特許協力条約に定められているそれ以外の条件、特に、国際出願についての有効な様式の要件を満たしているか否かは検査しない。
- (5) 国際型調査は、技術書類、必要な場合には、出願時の審査及び様式に関する審査の間に補正された技術書類を基にして行われる。
- (6) 国際型調査は、要求があったときは、英語で提出された技術書類を基にして行われるが、ただし、技術書類が第 46 条から第 50 条までに規定されている要件を満たしていることを条件とする。

第 127 条 手続

- (1) 第 126 条に規定する条件が満たされるときは、庁は、管轄権を有する国際調査機関に所定の書類を送付する。
- (2) 庁は、調査報告書を、そこに記載される書類の写しと共に出願人に送付する。調査報告書の写しは、特許出願ファイルの中に綴入される。

第 X 部 医薬品及び植物保護製品に係る補足的保護証明書

第 1 章 適用範囲

第 127a 条

- (1) 本第 X 部は、医薬品及び植物保護製品に係る補足的保護証明書について適用する。
- (2) 本規則の他の規定も、特許法第 VII 部又は本第 X 部に別段の定がある場合を除くほか前記の補足的保護証明書に適用する。

第 2 章 証明書の申請

第 127b 条 申請：手数料

- (1) 申請は次のものを含まなければならない。
 - (a) 証明書の付与を求める願書
 - (b) その製品をスイスで販売することについての公式認可書の謄本
 - (c) 薬剤に関する情報又は管轄当局が許可した、植物保護製品に関する説明書の謄本
- (2) 申請手数料は、庁が定めた期間内に納付しなければならない。

第 127c 条 願書の内容

証明書の付与を求める願書は次の情報を含まなければならない。

- (a) 申請人の名称又は企業名及びその宛先又は必要な場合には、スイスにおける送達宛先
- (b) 申請人が代理人を指名している場合には、代理人の名称、宛先及び必要な場合には、スイスにおける送達宛先
- (c) 申請がその基礎としている特許(基本特許)の番号
- (d) 基本特許によって保護されている発明の名称
- (e) スイスにおいてその製品を販売することについての公式な最初の認可の日付
- (f) 販売認可書によって指定されている製品の特定であって、その登録番号を伴っているもの
- (g) [廃止]

第 127d 条 申請通知の公告

- (1) 申請通知は公告される。
- (2) 次の事項が公告される。
 - (a) 申請人の名称又は商号及びその宛先
 - (b) 適用ある場合は、代理人の名称及び宛先
 - (c) 申請日
 - (d) 基本特許番号
 - (e) 基本特許により保護される発明の名称
 - (f) 当該製品をスイスにおいて販売するための最初の公式認可の日付
 - (g) 当該認可の対象たる製品の名称及びその登録番号
- (3) 公告は、第 127e 条の審査の完了後に行われる。

第3章 申請の審査

第127e条 申請後の審査

- (1) 申請書を受領した場合は、庁は、それが所定の期間内に提出されたか否か、及びそれが第127b条及び第127c条に規定される条件を満たしているか否かを審査する。
- (2) 申請書が(1)の条件を満たさない場合は、庁は、これを是正するための2月の猶予期間を申請人に与える。
- (3) 前記の猶予期間が遵守されない場合は、庁は当該申請を却下する。

第127f条 証明書発行のための条件の審査

- (1) 庁は、証明書の発行のため必要とされる条件(特許法第140b条、第140c条(2)及び(3))が満たされているか否かを審査する。
- (2) 当該条件が満たされない場合は、庁は当該申請を拒絶する。

第4章 証明書の付与

第127g条

- (1) 証明書の付与条件が満たされている場合は、庁は証明書を付与し、かつ、その旨を特許登録簿に記入する。
- (2) 証明書の付与は、次の情報と共に公告される。
 - (a) 基本特許番号及び追加情報
 - (b) 証明書の所有者の名称又は商号及びその宛先
 - (c) 適用ある場合は、代理人の名称及び宛先
 - (d) 申請日
 - (e) 基本特許番号
 - (f) 基本特許により保護される発明の名称
 - (g) 当該製品をスイスにおいて販売するための最初の公式認可の日付
 - (h) 当該認可の対象たる製品の名称及びその登録番号
 - (i) 証明書の保護期間の満了日

第5章 証明書の申請拒絶の公告及び証明書の期限前失効、無効又は停止の公告

第127h条

- (1) 証明書を求める申請の拒絶、証明書の期限前失効、無効又は停止はこれを公告する。
- (2) 次の情報が公告されなければならない。
 - (a) 基本特許番号及び追加情報。ただし、証明書の申請が拒絶された場合はこの限りでない。
 - (b) 証明書の申請人又は所有者の名称又は商号及びその宛先
 - (c) 基本特許番号
 - (d) 基本特許により保護される発明の名称
 - (e) 当該製品をスイスにおいて販売するための最初の公式認可の日付

- (f) 当該認可の対象たる製品の名称及びその登録番号
- (g) 証明書を求める申請が拒絶され、又は証明書が期限前に失効し、無効となり若しくは停止された日

第6章 ファイル及び登録

第127i条 ファイル

- (1) 証明書のファイルが基本特許のファイルに添付される。
- (2) 証明書のファイルはこれを自由に閲覧することができる。
- (3) 証明書には、基本特許番号及び追加情報が記載される。

第127k条 登録

- (1) 証明書に関する記入は、基本特許に関する登録の頁になされる。
- (2) そこには次の情報が記載される。
 - (a) 基本特許番号及び追加情報
 - (b) 証明書の所有者の名称又は商号及びその宛先
 - (c) 適用ある場合は、代理人の名称及び宛先
 - (d) 申請日
 - (e) 基本特許番号
 - (f) 基本特許により保護される発明の名称
 - (g) 当該製品をスイスにおいて販売するための最初の公式認可の日付
 - (h) 当該認可の対象たる製品の名称及びその登録番号
 - (i) 証明書の付与日
 - (k) 証明書の保護期間の満了日
- (1) 裁判所又は施行当局により与えられた権利及び命じられた処分権の制限
- (m) 証明書又は証明書に関する権利の存在に関する補正
- (n) 証明書の所有者の住所又は営業所の変更
- (o) 代理人又はその住所若しくは営業所の変更
- (3) 庁は、必要と思料するその他の事項を仮に又は最終的に記入することができる。
- (4) 裁判所又は施行当局により基本特許について与えられた権利又は命じられた特許の処分権に対する制限に関する記入は、基本特許と同一の範囲内で証明書について有効であるものと推定される。

第7章 手数料

第127l条 年金

- (1) 納付されるべき年金が1年分に満たない場合は、その金額は、証明書の有効期間中の各月又は開始月につき、関係する1年について発生する年金の12分の1を直近のフランに切上げた金額とする。
- (2) 年金は、次に掲げる月の末日を納付期日とする。
 - (a) 証明書の期間が開始した月

- (b) 証明書が特許保護の最長期間の満了後に発行される場合には、証明書が発行される月
- (3) 年金は、遅くともその納付期日後6月の末日に納付しなければならない。納付が納付期日から第3月の末日後にされる場合には、割増手数料が課せられる。

第127m条 年金の還付

- (1) 証明書が無効とされた場合は、年金は、無効の宣告が最終的なものとなったときから当該証明書が満了するはずであった日までの経過期間について還付される。
- (2) 証明書が放棄された場合は、年金は、所有者が当該証明書を放棄した期間に応じて還付される。
- (3) 製品を販売するための公式認可が取消された場合は、年金は、当該認可が取り消された証明書の期間に応じて払い戻される。
- (4) 製品を販売するための公式認可が停止された場合は、年金は、当該認可が停止された期間に応じて払い戻される。
- (5) 如何なる場合でも、年金は年額単位で還付される。
- (6) 年金の還付は請求があった場合にのみ行われる。当該請求は、次の事象から2月以内に提出されなければならない。
 - (a) 証明書の無効宣告
 - (b) 証明書の放棄
 - (c) (3)に基づく公式認可の取消
 - (d) (4)に基づく公式認可の停止の終結

第 XI 部 最終規定

第 1 章 現行法律の廃止

第 128 条

連邦特許法に関する 1959 年 12 月 14 日規則(1)及び 1959 年 9 月 8 日規則(2)は廃止される。

第 2 章 経過規定

第 129 条 期間

1978 年 1 月 1 日前に始まった期間は、変更されることはない。

第 130 条 手数料

(1) 1978 年 1 月 1 日以降に納期の到来する年金の額は、当該年金が前記の日付前に納付された場合においても新法の定めるところによる。

(2) 出願日が 1978 年 1 月 1 日の 2 年前に遡る特許出願については、その年金は、庁による催告に続く 6 月以内に新法の定めるところによって納付されなければならない。

(3) (2)は、主特許に対する追加の特許出願であってその変更が 1978 年 1 月 1 日現在で求められているものに準用する。

第 131 条 追加の特許出願

1978 年 1 月 1 日に係属中である追加の特許出願であって同様に係属中である特許出願に従属するものは、前記の日から独立の特許出願であるとみなす。

第 132 条 発明者の表示

1978 年 1 月 1 日に係属中である特許出願について発明者がまだ表示されていなかったときは、発明者は、庁による催告の日から 3 月以内又は第 35 条(1)に規定する期間がより遅く満了する場合は当該期間内に表示されなければならない。

第 133 条 優先権

(1) 1978 年 1 月 1 日に係属中である特許出願に係る優先権の宣言書は、1978 年 3 月 31 日までにこれを提出することができる。

(2) 1978 年 1 月 1 日に係属中である特許出願に関しては、優先権書類及び最初の出願の出願番号に係る欠落情報は、庁による催告の日から 3 月以内に、又は第 40 条(4)に規定する期間がより遅く満了する場合は当該期間内に提出されなければならない。

(3) (1)及び(2)は、優先権の宣言書の送付期間又は優先権書類の提出期間が前法の下で 1978 年 1 月 1 日に満了し又は 1978 年 1 月 1 日前に開始した場合は適用しない。

第 134 条 ファイルの閲覧

1978 年 1 月 1 日前に与えられた特許のファイルは、特許明細書の公告まで第 90 条(3)によりこれを閲覧することができない。

第3章 施行

第135条

- (1) 本規則は、第VII部、第VIII部及び第IX部を除くほかは、1978年1月1日から施行する。
- (2) 第VII部は、1978年6月1日から施行する。
- (3) 第VIII部及び第IX部は、特許法第VI部(国際特許出願)と同時に施行する。